宗像大宮司時代と伝える「海灘境目之事」について

大高 広和

はじめに

ついて具体的に裏づけることは、史料の制約上難しい。

古代の沖ノ島祭祀を考える上で、ヤマト王権が沖ノ島で祭祀を行い、それと軌をの問題があったと考えるほかない。しかしながら、その海域の「支配」にの問題があったと考えるほかない。しかしながら、その海域における船の航行の問題があったと考えるほかない。しかしながら、その海域における船の航行の問題があったと考えるほかない。しかしながら、その海域における船の航行の問題があったと考えるほかない。しかしながら、その海域の「支配」に関与し古代の沖ノ島祭祀を考える上で、ヤマト王権とともにその祭祀に関与し古代の沖ノ島祭祀を考える上で、ヤマト王権とともにその祭祀に関与し

間に高市皇子を儲け(『日本書紀』天武天皇元年)、その子である長屋王にの古墳」である津屋崎古墳群(新原・奴山古墳群を含む)の存在や、それの古墳」である津屋崎古墳群(新原・奴山古墳群を含む)の存在や、それの古墳」である津屋崎古墳群(新原・奴山古墳群を含む)の存在や、それの古墳」である津屋崎古墳群(新原・奴山古墳群を含む)の存在や、それの古墳」である津屋崎古墳群(新原・奴山古墳群を含む)の存在や、それの古墳」である津屋崎古墳群(新原・奴山古墳群を含む)の存在や、それの古墳」である津屋崎古墳群(新原・奴山古墳群を含む)の存在や、それの古墳」である津屋崎古墳群(新原・奴山古墳群を含む)の方である長屋王に

かろうか。いた長屋王家出土木簡()が、直接的なものとして挙げられる程度ではないた長屋王家出土木簡()が、直接的なものとして挙げられる程度ではな対して宗像郡の大領(=宗像氏の首長)から送られた「鯛醬」に付されて

『万葉集』巻十六所収の「筑前国志賀白水郎歌」十首によれば、宗像郡の宗形部津麻呂と志賀島の海人である「滓屋郡志賀村」の白水郎荒雄とはの宗形部津麻呂と志賀島の海人である「滓屋郡志賀村」の白水郎荒雄とはの宗形部津麻呂と志賀島の海人である「滓屋郡志賀村」の白水郎荒雄とはの宗形部津麻呂と志賀島の海人である「滓屋郡志賀村」の白水郎荒雄とはれば宗像を中心とした一つの海域である。この海域に対して宗像氏(中世れば宗像を中心とした一つの海域である。この海域に対して宗像氏(中世れば宗像を中心とした一つの海域である。この海域に対して宗像氏(中世れば宗像を中心とした一つの海域である。この海域に対して宗像氏(中世れば宗像を中心とした一つの海域である。この海域に対して宗像氏(中世れば宗像を中心とした一つの海域である。この海域に対して宗像氏(中世れば宗像を中心とした一つの海域である。この海域に対して宗像氏(中世は宗像大宮司家)が勢力、影響力をもっていた範囲とその時期について、その外側の他勢力との関係とともに検討を深めていく必要がある。

は調関係にありながらも一定の線引きがあったことが読み取れる。また筆は調関係にありながらも一定の線引きがあったことが読み取れる。また筆は調関係にありながらも一定の線引きがあったことが読み取れる。また筆

いた。門外漢ながら以下に紹介・検討し、史料的な位置づけを論じたい。つ文書が、右のような課題に対する重要な情報を伝えている可能性に気づていたところ、これまであまり注目されてこなかった中世末期の年紀をもそのような中、近世の沖ノ島や宗像大社に関する史料の探索・調査を行っ

二つの「海灘境目之事

こともあって、踏み込んだ研究はなされてこなかった。 や写記がいなかった訳ではないが、写しが作られたのは近世と考えられるの記述もある。文書の写しが別の二つの浦に伝来しており、それぞれ全くの記述もある。文書の写しが別の二つの浦に伝来しており、それぞれ全くの記述もある。文書の写しが別の二つの浦に伝来しており、それぞれ全くの記述もある。文書の写しが別の二つの浦に伝来しており、それぞれ全くの記述もある。文書の写しが別の二つの浦に伝来しており、それぞれ全くの記述もあって、踏み込んだ研究はなされてこなかった。

田茂廣氏が、執筆を担当した宗像地域の自治体史などで内容を紹介してい文書に含まれるもので、近世筑前の海事史研究の第一人者であった故・高一つは、宗像市に隣接する遠賀郡岡垣町波津の浦庄屋に伝来した刀根家

氏が関与している。奈多浦は海の中道の砂州の付け根付近に位置し、 として所蔵する奈多浦漁協文書に含まれるもので、 町に隣接する。これら二つの文書の写しは、 裏粕屋郡、 玄界灘、 る 伝来していると言える (後述)。もう一つは、 南は博多湾 現在は福岡市東区に属し、 (香椎潟) 福岡市総合図書館がマイクロフィルム収集資料 の二つの海に挟まれた浦である。 北東の旧三苫村の範囲を挟んで新宮 古代の宗像郡域を挟むように 同文書の収集にも高 近世には 北は 田

ており、想定される原文書との関係は少々複雑である。ただし、両文書の構成と内容は、写しを作成・伝来する過程で改変を蒙っ

(一五六○) 十一月十日文書の写しに内容が切り替わる 場の帰属 紙分) 0) の文書とほぼ同内容だが、途中から本文に続く形で、後述する永禄三年 たと記され、そして「一海灘の境目之事」以下、 像大宮司家当主とされる宗像氏貞(一五四五~一五八六年)の袖判があ 海灘の境界や漁場について記した部分を「海灘境目之事」と呼ぶ)。 波津の刀根家文書(4)は、 が「宗像御代浦々江出ル御書付」の題をもち、 (漁業権) について記されている。 No.一四三文書 (5) (赤みを帯びた横長の紙で三 途中までは奈多浦漁協文書 浦々の海岸の境界や 原文書には最後の宗 (以後、 両文書 漁

り(⑥)、冒頭部分も№一四三文書を参照して書かれたものと推測されるが、別有之」とあるほかは、№一四三文書とほぼ同文の写しが収録されている。別方、これにも冒頭に「永禄三年庚申十一月十日御達宗像御代氏貞公御袖判の、これにも冒頭に「永禄三年庚申十一月十日御達宗像御代氏貞公御袖判の、これにも冒頭に「永禄三年庚申十一月十日御達宗像御代氏貞公御袖判の、これにも同頭に「永禄三年庚申十一月十日御達宗像御代氏貞公御袖判の、これにも同頭の、「一郎」とされる№四五A文書帳がある。

特に断らない限り№一四三文書のことを「刀根家文書」と呼ぶ)。詳細に比較してみると微妙に異なる部分もあり、断定は控えたい(以下、

本に奈多浦漁協文書であるが、その一号文書「仮)宗像殿時代証拠文(写) 次に奈多浦漁協文書であるが、その一号文書に近い内容を伝えているとみに構成のため、「刀根家文書」のように「海灘境目之事」を記している(以下、特に断らない限り一号文書を「奈多浦漁協文書」と呼ぶ)。そうした構成のため、「刀根家文書」のように「海灘境目之事」を記している年文書に切り替わることはなく、より原文書に近い内容を伝えているとみに、特に断らない限り一号文書を「奈多浦漁協文書」と呼ぶ)。そうした。

○事」に関する記述・文書は伴わないようである(□)。
 ①松崎文書館所蔵「今林文書」(▽)、②福岡県立図書館寄託「竹田文書」、③「占部文書」内「新撰宗像記考証」(※)、④福岡市立博物館所蔵「青柳種信関部文書」内「新撰宗像記考証」(※)、④福岡県立図書館寄託「竹田文書」、③「占本お、永禄三年十一月十日の文書(宗像氏重臣連署奉書)については、

国続風土記拾遺』 ると記し、また天保六年(一八三五)に没した青柳種信の撰になる れる。寛保二年 文書のみで、やや特異な存在だが、偽文書と断定することはできないとさ 書はこの文書に限られ、また連署人の花押がなかったとすればそれもこの 関するもので、 永禄三年文書は宗像郡の今古賀・勝浦浜と津屋崎浦との間の漁場相論に 桑田和明氏によれば、 (一七四二) 以前に成立した③⁽¹⁾は同文書が勝浦浜にあ (以下、 『拾遺』とする) 袖に氏貞の花押を据えた氏貞発給文 0) 「勝浦浜」 の項には 「昔より 「筑前

> たと考えられる(現在は所在不明)。 たと考えられる(現在は所在不明)。 たと考えられる(現在は所在不明)。 たと考えられる(現在は所在不明)。 たと考えられる(現在は所在不明)。 たと考えられる(現在は所在不明)。 たと考えられる(現在は所在不明)。 たと考えられる(現在は所在不明)。

がら、 場の境界について、勝浦浜側が争いの度に証拠としていたものに永禄三年 純な錯簡によるものではなく、 述の中心は寛永年間の津屋崎・勝浦浜間の漁場争いにあり、 (一五六○) に宗像氏貞が発給したとされる文書 茂廣氏による概説・解説がある程度である。「刀根家文書」 出された一つの文書のように見える形になっており、 るべきであろう。ただし、結果的に全てが永禄三年段階で(氏貞によって) 漁業権に関する部分から永禄三年文書に内容が切り替わる。その構成は単 ただし、 目之事」については、 「海灘境目之事」についての先行研究としては、 先述のように「刀根家文書」は、「海灘境目之事」の今古賀・勝浦 「海灘境目之事」 現存する文書は写しであり真偽のほどは定かではない。」としな 『津屋崎町史』において、「津屋崎浦・ 部分も含めて翻刻・紹介している(5)。 何らかの意図をもって制作されたものとみ 管見の限り先述の高 (刀根家文書) 注意が必要である。 その他の境界 勝浦浜間の漁 中の「海灘 しかし、 がある。 浜 0

存在については触れられてはおらず、翻刻も修正の余地がある。漁場名等については深められていない。また、まだ「奈多浦漁協文書」の

重要な記述を残している(®)。
また、同氏は『宗像市史』においても近世の浦について執筆しており(⑤)、また、同氏は『宗像市史』においても近世の頭の浦境図(「海灘境目の事」の内容について触れていないほか、いくつか誤りがある(⑥)。一方で、「宗の郡をはじめとする玄界灘一帯の漁場は地先権は勿論のこと入合い権も含めて中世の末期にはほぼ確定していたらしく、その漁場の権利は各浦の漁券権として現代に至るまでほとんど変わることなく持続されてきた。」と

その内容についての詳細な検討がなされていた訳ではないように思われ は高田氏であったが、 之事」の部分まで永禄三年段階のものとして捉えている点には問題がある。 歴史的価値を見出す姿勢は継承すべきと考えるが、本稿で言う「海灘境目 ものとして浦境が定められていたのである。」と記されている。本文書に 文が付されており⁽¹⁾、「とくに「宗像殿時代証拠文」(No また、その写しとは「刀根家文書」のことであろうから、宗像郡内ではない。 て、偽文書であるという意見が多いが、近世においてはこの文書を正当な (一五六〇) 以上のように、 方、「奈多浦漁協文書」についても、その目録に高田氏による解説 宗像郡内にも同文の写しが現存する。 年に芦屋から志賀島までの漁区の境が書かれた文書の写しで 「海灘境目之事」について最も深い知見を有していたの 「刀根家文書」と「奈多浦漁協文書」との比較や、 原本が存在しないこともあっ こは、 永禄三

> 的に検討し直す必要がある。 灘境目之事」の年代観について問題がある。両文書を詳細に比較し、全面る。また、おそらく「刀根家文書」の形態・内容による先入観から、「海

は重要だが、次節で示すように翻刻にはなお若干の問題がある。 〇一〇年)において、永禄三年文書が「一―一宗像氏家臣連署奉書写」として、「海灘境目之事」が「一―二筑前国海灘境目注文写」としてそれぞして、「海灘境目之事」が「一―二筑前国海灘境目注文写」ともてそれぞれが、次節で示すように翻刻にはなお若干の問題がある。

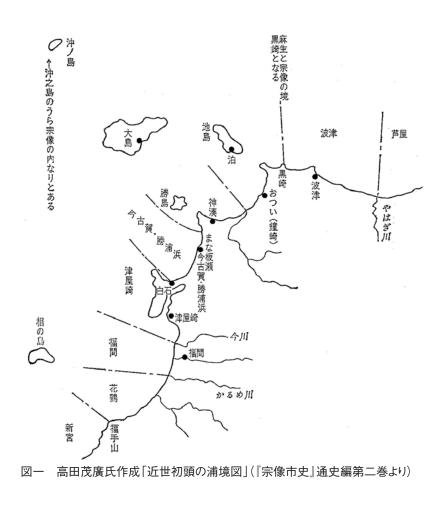
両文書の紹介と校訂・語釈

に文書の通り。…は紙継ぎ目)。 については文書の原状とは異なる部分がある。改行位置については基本的切り分けて、校訂註と簡単な語釈を付して紹介し、次節以降において詳細切り分けて、校訂註と簡単な語釈を付して紹介し、次節以降において詳細は対が難しいため、便宜上、永禄三年文書部分と「海灘境目之事」とに、文書の通り。…は紙継ぎ目)。

は傍線を付し、片方に欠落している部分については波線を付した。仮名は現用字体に改めた。両文書の対応部分で文字が異なる箇所についてした(改行位置の違いについては割愛)。原則として旧字は新字に、変体根家文書」については処一四三文書と処四五A文書との違いも校訂註に示根家文書、

	(F)		
宗像殿時代証拠文写	永禄三年 十一月十日		于時政所吉田秀時
御判 御下御証文	•	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	和泉守芸
*2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	和泉守 奉	*	
今久賀勝浦浜と津屋崎申詰白石	御厩別当石田秀兼 **4	勝浦浜と津屋崎申詰	· 方核三年申十一月十日
網庭之事。		1717日日 (七) アニー・2	○加賀守の裏ニ氏俊の
*6 (日之)*7	吉田良嘉	日不兼房之事	御既別当石田秀兼 書判有り。
…御沙汰之事泊り候処、津屋崎…	沙 弥 ^夏	先御代以来御沙汰事旧	加賀
(*) 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15			7
依令 違犯 八月晦	備後守 承	一之処、津屋崎浦仁依令違犯	
両方申分対面之中、被成御尋、	吉田重致	^{者弘八月} 両方申分対面之	沙 勃
両浦申処有、其理之通落着	(香花)	Z PAI	同 尚秀
	世音 製後子 承	中 被房 後尋同消耳房	() () () () () () () () () ()
	深田 氏 浚	有、其理之通落着之処、	同重致
漁猟之条、両浦 公役難相勤	美作守承	猶以津屋崎浦仁盗令	作者气
之由歎訴、遂披露之処、重而	今久賀 沙太所	有いている。可有になる生	<u>球</u> 凌宇
	比正文继ョニ	流銷1%字 戸海 夕 花 葉	1 1 1 2
以榜孝林謠彷被朴樹之 一 正清	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	相勤之由被相究之。両浦	美作守
申処明白之上御沙汰を両浦っ	上	自斤月,日之二、即一少太同	
皮付基。 宇比宇永弋無也		E F F F F F F F F F	かつら浜沙汰
		浦に被付畢、守此旨永代	* 12
如一戶不經場如外越令進止		無他妨白石網場如先規	
公役等可相勤之由所被仰下 *13		令着、公役等可相勤之 可被 (雖此)	
(下元又、売ハ)		:	
三月~糸		仰*s 也。。	
		(これ又)・古代・ハン	
		(下野へ粉く)	

奈多浦漁協文書(「海灘境目之事」部分)		刀根家文書(№一四三文書)「海灘境目之事」部分	選選境目之事」部分
	一たしのかミハ今久賀勝浦浜の内。*20	(文書の冒頭)	一おきのおんかう・おろの島・
	一ひら瀬ハ今久賀かつら浜の内也。***1	宗像御代浦々江出ル御書付*1	相島のはなつらを限り
宗像殿時代灘極証文写	一こんそ祢ハ地島白浜の内也。*2	○此所二氏貞公御袖判有り	宗像の内なり。勝島ハ今***
海なだの境目之事。麻生と宗像との	一のろ瀬ハ福間の内也。*23	一海灘の境目之事	古賀勝浦浜の内也。
堺くろさきと芦屋と波津乃境やはき。 *1(也)*2	右之通、御書附有り。前書年代記	麻生と宗像との境黒崎。	一網場之事、中瀬・志を辻・
波津とお津ひの境くろさき。おつひと***	壬寅 善記元ョリ慶長元迄ゑと委	若屋と波津の境ハやはき。	とうなかの網場ハおつい・
ミなとの境江口。神湊と今久賀勝浦浜*5	代々之 御代書付有之也。	波津とおつひとの境くろさき *4 *5	神湊・今古賀勝浦浜
と津屋崎の境白石。津屋崎と福間の境		おついとミなとの境江口。	くし取候てこき申候。今古賀
いま川。福間と花靍の境かるめ河。花***		神湊と今古賀勝浦浜の*7	勝浦浜と津屋崎申詰
靏と新宮の境福手山。新宮と奈多の***。		境由布まな板瀬。今古賀************************************	白石網庭之事。
境わらや。奈多と志賀の境志おや。************************************		勝浦浜と津屋崎の境白石。************************************	(以下改行して、永禄三年文書部分へ続く)
一宗像と粕屋の境花見苅和布川。***		津屋崎と福間の境いま川。************************************	
一おきのおんかう・お路の島・相の島のはなつら*15	7 15	福間と花靍の境かるめ	
とかぎり宗像の内なり。(を)		川。花靍と新宮の境福	
一網庭之事、中瀬・志お辻・とうなか乃*18		手山。新宮と奈多の境わら	
あミはハおつひ・神湊・今久賀勝浦浜		や。奈多と志賀の境志をや。	
くじ取こき可申候。		一宗像と糟屋の境花見*16	
まかりかミハ神湊の内。		苅和布川。	
(下段へ続く)	<u>`</u>	(下段へ続く)	



校訂註・語釈

「奈多浦漁協文書」 永禄三年文書部分

* 1 御判〜御証文…①の袖部分には「茲二御判」、その下端に あり、②の袖部分には宗像氏貞の花押影のみがある。③にこの文言はな 「御下御証文」と

④は該当部分が欠損している。

* 2 今久賀勝浦浜…勝浦浜は現在の福津市勝浦。今久賀は今古賀などとも記し、

勝浦浜に隣接する沿岸集落。

***** 白石…現在の福津市渡。渡半島の北側にある白石浜のこと。

***** 庭 は 「底」と読むが、「網庭」は「網場」と同様に網漁業の漁場を意味す 『新修福岡市史』および③、そして『宗像市史』史料編第二巻中世Ⅱ

***** 事…他文書にはなし。衍字か。

るから(『国史大辞典』「網場」の項

〔網野善彦氏執筆〕)、「庭」でよい。

***** 之…他文書にはなし。衍字か。

* 7 泊り候…①~③の「旧之」の誤写であろう。

***** 従…①・②も「従」で、③は「掟」とする。『新修福岡市史』は 人…①~③ともに「仁」と作る。

***** 10 極…「刀根家文書」も含め各文書とも「究」に作る。

としている(「聢」は「しかと」と読む国字)。

* 11 御…①は「御」だが、②・③は「者」と作る。「刀根家文書」は「ハ」と も読める崩しの「御」で(特にM四五A文書で顕著)、「者」が正しいか。

***** 12 場…①~③は「庭(底)」と作る。*4参照

* 13 也…①・②・④は「也」を通常の字配りで書き、「也矣」と作る。

***** 14 奉…②・④は「加賀守」以降すべて「同」と作る(②は「美作守」の部分は欠)。

①と本文書のみ、「備後守」以降を「承」としている。

* 15 此証文~直判有…①には「此御証文継目"/氏俊公御直判有リ」とある。

「刀根家文書」 永禄三年文書部分(「奈多浦漁協文書」と同じものは割愛)

* 1 詰…『津屋崎町史』は「談」とする。

「従〔聢カ〕」

- *2 事。…M四五A文書ではここが改頁の位置にもなっている。
- *3 屋…「や」(M四五A文書)
- *4 脱文あり (奈多浦漁協文書の波線部の十五文字)。
- *5 者…「奈多浦漁協文書」の*11参照。
- *6 に…M一四三文書は変体仮名の「に」、M四五A文書は「ご」に近い。
- *7 畢::「事」(M四五A文書)
- *8 仰…『津屋崎町史』は「治」と読む。同書が底本としたとみられるNa四五

A文書では、確かに偏が「氵」となっている。

- *9 庚申…割書にせず(M四五A文書。ただしやや小ぶりの文字)。
- *10 ○…ナシ(M四五A文書。また「書判有り」までの部分を一行で記している。)
- *11 守…○で囲み、「裏判」と注す(M四五A文書)。
- *12 かつら…「勝浦」(M四五A文書)。

奈多浦漁協文書」「海灘境目之事」部分

- *1 くろさき…黒崎鼻。現在の遠賀郡岡垣町波津と宗像市鐘崎の間。
- *2 と…「也」の誤写であろう。
- *3 やはき…矢矧川。現遠賀郡岡垣町を流れる。
- *4 お津ひ…小開(おつび)の浦。『筑前国続風土記』によれば、鐘崎浦は近

世初頭にこの地から移転したとされる。現在の宗像市上八付近

5 ミなと…神湊。現在の宗像市神湊。

* 5

*6 神湊と…文意から、「刀根家文書」にみえる「今古賀勝浦浜の境まな板瀬

にあたる情報が脱落しているとみられる。

- *7 花靏…花鶴浜。現在の古賀市の沿岸部、大根川(花鶴川)河口周辺。
- *8 かるめ河…苅和布川(苅目川、苅免川)。福津市の西郷川の南、古賀市と

の堺付近を流れる川。

*9 福手山…『新修福岡市史』は「福千山」とする。「福年山」の可能性もあるが、

いずれにしても未詳。

- *10 わらや…『新修福岡市史』は「わうや」とする。いずれにしても未詳。
- *11 志おや…海の中道(福岡市東区)の西戸崎の北岸にシオヤ鼻・シオヤ瀬、

あるいは塩屋崎の地名がある。

- *12 花見…現在の福津市と古賀市にまたがる沿岸部の地域の地名。
- *13 おきのおんかう…沖の御号。沖ノ島のこと。沖ノ島を「御号島」と称した。

『新修福岡市史』は「お人かう」とするが、誤り。

*14 お路の島…小呂島。現在は福岡市西区に属するが、中世には宗像大社の社

領であった。

*15 相の島のはなつら…相島の東端に位置する鼻面半島。海中の天然橋である

「鼻栗瀬」とともに県の名勝に指定されている。

- *16 網庭…「奈多浦漁協文書」永禄三年文書部分の*4参照
- *17 中瀬…勝島の北の海域、タツノカミ瀬(「たしのかミ」)と一ノ瀬との間に

位置する瀬。

*18 志お辻・とうなか…いずれも未詳。大島・地島に囲まれた海域の漁場名で

あろう。「とうなか」は「海の真ん中」を意味する「となか」の可能性も

あるが、「座中」という海域の名称に該当する可能性もある。

*19 まかりかミ…大島の南東の瀬「マガリカネ瀬」のことか。

- *20 たしのかミ…勝島の北の海域にある瀬。現在はタツノカミとされる。
- *21 ひら瀬…平瀬。福津市の渡半島沿岸にある鼓島と大島との間の瀬。
- *22 こんそ祢…未詳。
- *23 のろ瀬…福津市の福間沖(西郷川の河口沖合い)の瀬。
- *24 善記…中世史料に見られる大化以前の偽年号の一つで、元年は継体天皇十六
- 年(壬寅)にあたるとされる。『新修福岡市史』は〔元亀カ〕と傍注するが、

誤り。

·刀根家文書」「海灘境目之事」部分

- *1 宗像御〜御書付…M四五A文書では、「永禄三年庚申十一月十日御達宗像
- 御代氏貞公御袖判附有之」と記す。
- *2 ○此所~判有り…M四五A文書では、「此処ニ御袖判有〈但御書判也〉」と

記す。

- *3 若…「芦」(M四五A文書)
- *4 と…ナシ (M四五A文書)
- *5 くろさき…「黒崎」(M四五A文書)
- *6 ミなと…「湊」(No四五A文書)
- *7 と今…「今」の右に「と」と傍書(M四五A文書。どちらの字もほぼ同じ字形)。
- *8 由布…ナシ (M四五A文書)
- *9 まな板瀬…未詳。宗像市神湊の北、草崎半島の北西端か
- の下には左側に墨痕があるだけで文字は記されていないが、半文字分く*10 今古…M四五A文書は「古」の右上に「今」を傍書し、M一四三文書は「今」

らいのスペースがある。

- *11 白石…『津屋崎町史』は「白浜」とするが、誤り。
- *12 いま川…行末の左の行間に記す (M四五A文書)。
- *13 福間と…行頭の右の行間に記す (M四五A文書)。
- *14 の…ナシ (M四五A文書)。
- *15 わらや…M四五A文書では「わよや」(変体仮名では「王与屋」)とも読める。
- *16 糟…「粕」(No四五A文書)
- *17 おき…「沖」(Na四五A文書)
- *18 勝島…宗像市神湊の草崎半島の北、約五○○メートル沖に位置する無人島。
- *19 候て…「りて」(M四五A文書)。『津屋崎町史』は「り候て」とする。
- *20 き…「ぎ (「紀」に濁点)」 (№四五A文書)
- *21 今古賀〜庭之事…この部分は永禄三年文書の冒頭、事書きの部分だが、「刀

根家文書」の構成を分かりやすく伝えるために重複して掲載した。

三 両文書の相互の関係と史料的性格について

代の問題)について考えたい。両文書の相互の関係に注意しつつ、その史料的性格(主に伝写と成立年

(一) 永禄三年文書部分

ある十五字の文章の脱落は、②竹田文書においてはちょうど一行分(七行目)この部分は先述の①~④を参照することが可能であり、「刀根家文書」に

書写したものである蓋然性が高いと考える。 せた「刀根家文書」の構成は、波津浦以外で成立し、それを刀根家が入手 屋崎浦による白石浜の漁場相論に内容を特化させた文書を編集する積極的 から複数回の書写がなされたことになる〇〇〇〇、波津浦において勝浦浜と津 推定される。後者の蓋然性がやや高いと思うが、そうだとすれば、 されていたものを同一行内の割書に直して書写したことで生まれた誤りと 写した元の文書で「岩川一晦」」と改行によって分かれていたものを縦につ うじて文意は通じるため、写した文書に既に脱落があった可能性もある。 写し損ねた結果、 確証はないが(②)、原文書か写しかはともかく、そのような字配りの文書を な意図も思いつかないので、 なげて書写してしまったか、既に「khi lmi」と改行を挟んで誤って書写 などは誤写と断じてよく、特に「刀根家文書」の「〈者弘八月/治二晦〉」は、(+ 弘 治 二八月 晦) に当たることが注目される。②が原文書の形態を忠実に伝えているという 脱落が生じた蓋然性が高い。ただこの脱落があっても辛 「海灘境目之事」と永禄三年文書とを合体さ 原文書

細字の位置に引きずられてやや異例の形式となってしまったのだろう。漁協文書」は日付の左に、「刀根家文書」は右に移しているが、後者は、時政所吉田秀時」と記される。紙の縦の長さの制約から、それを「奈多浦青神種信関係資料では、日付の下に「和泉守奉」、その右上に細字で「于まお、和泉守(吉田秀時)の署名の位置について、②竹田文書および④

頭の題の次行に「御判 御下御証文」と記している。①今林文書では袖部続いて宗像氏貞による判(花押)についてだが、「奈多浦漁協文書」は冒

禄三年文書にあった花押のことと解釈すべきである。
ている。「海灘境目之事」については次項に譲るが、これは合体された永稿で言う「海灘境目之事」の直前に「○此所□氏貞公御袖判有り」と記しみてよいだろう。一方、「刀根家文書」では冒頭の題の次行、すなわち本みでは、表現は異なるが、原文書には宗像氏貞の花押が添えられていたと分に「茲ニ御判」とあり、②には宗像氏貞の花押を模した花押影がある②。

また「奈多浦漁協文書」の末尾では深田氏俊の書判について「此証文継目"氏俊公御直判有。」と記すが、ほぼ同じ文言が①に存在している(②では後欠で確認不能)。これは原文書の社会い。おそらく既に原文書の修立を言の位置が分からなくなっている文書を写しているのだろうから、先述が同人でで、「刀根家文書」では継ぎ目については触れず、氏俊の書判が「加賀守」の下で、「刀根家文書」では継ぎ目については触れず、氏俊の書判が「加賀守」の元俊の書判を確認できるから、「奈多浦漁協文書」と「刀根家文書」は、この氏俊の書判を確認できるから、「奈多浦漁協文書」と「刀根家文書」は、この氏俊の書判に関してそれぞれ別の形で原文書の形態を伝えているものこの氏俊の書判に関してそれぞれ別の形で原文書の形態を伝えているものとみられる。

りえなかったことである。さらには、永禄三年文書にかかる情報に限ってあったことを窺い知ることができる。これは従来の①~④のみからでは知に紙継ぎ目があり(おそらく文書は二紙継ぎ)、その裏に深田氏俊の判がつまり、永禄三年文書の原文書においては「加賀守」の位置かその直後

かつともに複数回の書写を経ていることが示唆される。も、「奈多浦漁協文書」と「刀根家文書」とは異なる伝写の過程を経ており、

(二)「海灘境目之事」部分

ようになったと思われる。が取りづらかった部分などを正し、先行研究より正確に文意を把握できるれていないが、両文書を詳細に比較検討することで、誤写などにより意味れての部分は、現段階では永禄三年文書のようにほかに写しの存在は知ら

も、奈多浦で改変された可能性を考える必要はないだろう(5)。 で書」のみに見える部分の内容が特に奈多に関するものではないことからの
書写に切り替わったために以後を記していないのであり、「奈多浦漁協
の書写に切り替わったために以後を記していないのであり、「奈多浦漁協
な書」が原文書
まず両文書の関係については、一部の脱文(神湊と今久賀勝浦浜との境

反対に、永禄三年文書と「海灘境目之事」を合体させ「刀根家文書」のと考えられ、「勝島ハ今古賀勝浦浜の内也。」という記述が「刀根家文書」のと考えられ、「勝島ハ今古賀勝浦浜の内也。」という記述が「刀根家文書」のと考えられ、「勝島ハ今古賀勝浦浜の内也。」という記述が「刀根家文書」にのみ見えることも、同じ背景で理解したい。ただ、先掲の『拾遺』からにのみ見えることも、同じ背景で理解したい。ただ、先掲の『拾遺』からにのみ見えることも、同じ背景で理解したい。ただ、先掲の『拾遺』からにのみ見えることも、同じ背景で理解したい。ただ、先掲の『拾遺』からにのみ見えることも、同じ背景で理解したい。ただ、先掲の『拾遺』からにのみ見えることも、同じ背景で理解したい。ただ、先掲の『拾遺』からにのみ見えることも、同じ背景で理解したい。ただ、先掲の『拾遺』からにのみ見えることも、同じ背景で理解したい。ただ、先掲の『拾遺』からにのみ見えることも、同じ背景で理解したい。ただ、先掲の『拾遺』からにのみ見えることも、同じ背景で理解したい。ただ、先掲の『拾遺』からにのみ見えることが

分かるが、「海灘境目之事」については何も触れられていない②。

「刀根家文書」が「宗像御代浦々江出ル御書付」とするように、永禄三年文書と「海灘境目之事」の内容は、玄界灘東部周辺の浦々で広く共有されていたことが想定される。先述のように「奈多浦漁協文書」は同筆で書かれた両文書が継ぎ合わされており、また「刀根家文書」はそもそも二つの文書内容が一つの文書であるかのように合体されている。これらは浦々に文書内容が一つの文書であるかのように合体されている。これらは浦々に本語で書がで記憶とは、宗像大宮司家によって差配・保証されていた浦々の境目を漁業権について、ということになる。

判のことと考えられる。

中国の「氏貞公御袖判有り」の記載は、先述のように永禄三年文書の袖とかし、弘治二年および永禄三年文書によって出されたものであるのかは検討が必要である。「刀根家文書」の年紀はで出されたものであるのかは検討が必要である。「刀根家文書」の年紀はで書」の「氏貞公御袖判有り」の記載は、先述のように永禄三年文書の社会の本述における漁業権はともかくとして、「海灘境目之事」が本当に宗像大宮司家によって出されたものであるのかは検討が必要である。「刀根家文書」の年紀はで出されたものであるのかは検討が必要である。「刀根家文書」の「氏貞公御袖判有り」の記載は、先述のように永禄三年文書の社会のように永禄三年文書によって証明される白石浜における漁業権は、弘治二年文書によって証明される白石浜における漁業権は、弘治二年文書によって証明される自石浜における。

年号と考えられていた合う。善記元年は継体天皇十六年とされ、同年は『日号の一つである「善記」の元年のことで、中世には「善記」が日本最古のう記載である。「壬寅善記元」とは、中世史料に見られる大化以前の偽年前書年代記壬寅善記元ヨリ慶長元迄ゑと委代々之御代書付有之也。」とい注目すべきは、「奈多浦漁協文書」の末尾にある「右之通、御書附有り。注目すべきは、「奈多浦漁協文書」の末尾にある「右之通、御書附有り。

四年 最終的な成立は、 たる②。また、近年の研究によれば、益田家から宗像大宮司家に養子と 川隆景が、養子の秀俊(秀秋)に家督を譲って備後国三原に隠退した文禄 (一五八六) に宗像氏貞が没した後、 と言っている。慶長元年(文禄五年十月二十七日改元)とは、天正十四年 司家に至る、「宗像殿」に関連づけて語られていたのではないだろうか一窓)。 代以来宗像地域の支配者であり続けた古代豪族宗像氏から中世の宗像大宮 伝来したことは認められよう。「年代記」の内容は全く不明で推測を重ね の通り、「近世においてはこの文書を正当なものとして浦境が定められてい 観念されていた べていると解釈される。これは中世末期もしくは近世初頭の浦々において 慶長元年 てしまったのも文禄四年のこととされる(30)。 して来ていた宗像才鶴 ることになるが、その「善記元年」以降の〝歴史〟は、今日で言う古墳時 (宗像殿による) 文書があり、 そしてこの末尾では、 つまり、この末尾の部分全体としては、「海灘境目之事」を右の通り記す あるいは、この文書が有史以来定められてきた浦境の根拠史料として (一五九五) 当時の人々にとってそれは有史以来と同義であったと言ってよい。 (一五九六) まで、干支とともに詳しく代々の記録がある、 *歴史』に過ぎないかもしれないが、先述の高田氏の指摘 十一月の翌年、そして隆景が没する慶長二年の前年に当 既に「宗像殿」 (益田景祥) 慶長元年(一五九六)までの代々の書付がある、 それについては「年代記」によって有史以来 が不在となった後の慶長元年以降とせざ が、兄の広兼の死去に伴って益田 筑前国を領有することとなった小早 つまり「海灘境目之事」 へ帰っ と述 0)

るを得ない。

本書紀』によれば西暦五二二年

(壬寅)である。

史実である可能性は皆無

権利についても確認・保証が行われた可能性があろう。 はないだろうか が保証していた浦々の境界や漁業権についての取り決めが追認されたので 賀) 郡の一部とともに隆景の隠居領とされた宗像郡を含む小早川領全域で、 ついては未詳だが、小早川秀俊支配下で、 太閤検地の原則に則った検地が実施された③。 浦の境が大幅に変更されるとも考えがたく、結局は宗像大宮司家 また、文禄四年から五年 (=慶長元年) にかけては、 検地と軌を一にして浦の支配 当時の浦に対する支配に 鞍手郡や御牧 ただその際に旧 (氏貞)

0)

書でも同様に「先御代以来之儀」とある。桑田和明氏はこの「先御代」 三年文書には「先御代以来御沙汰事」との文言が見えており、 屋崎浦との白石浜をめぐる漁場相論について裁定したことであるが、 拠もない。氏貞の時代に行われたことが確実なのは、 袖判についての記述を却けてしまえば、 給していた可能性は残ることになる。ただし、「刀根家文書」は「宗像御代」、 よって裁定が下されていたことが分かる。 れにせよ白石浜をめぐっては以前から漁場争いがあり、 氏貞の父宗像正氏 「奈多浦漁協文書」は「宗像殿時代」としているだけで、「刀根家文書」の 右のように考えれば、「海灘境目之事」(と同様のもの)を大宮司家が発 (黒川隆尚) である可能性を指摘しているが⁽³²⁾、 氏貞の時代に定められたという根 今久賀・勝浦浜と津 時の宗像大宮司に 弘治二年文 が

正月九日付の「宗像氏盛事書案」(事書条々) それがいつまで遡るのかを確かめる術はないが、 の第十条(33)からは、 正和 年 (1111111)当時既

範囲を決定・保証していた可能性がある。れるから、この頃から既に、大宮司家は支配していた浦や島とその漁場のことが分かる渓。海産物の徴収の代わりに漁業権が保障されたと考えらに宗像大宮司家が浦・島に沙汰人を置いて支配し、海産物を徴収していた

前後に題と説明を加えたもののようである。元になる文書は慶長元年以前、 である。 旨も「海灘境目之事」 が奈多浦の範囲の分、 灘境目之事」が対象としている範囲にかなり近い 宮浜までの海岸に漂着した寄物を宗像社の末社修理料としてきたことが、 おそらくは宗像氏貞が没する天正十四年(一五八六)よりも前に遡る蓋然 「数百歳之星霜」を経た権利として謳われており、 また、寛喜三年 「奈多浦漁協文書」の「海灘境目之事」には宛所もなく、発給者も不明 何か元になる文書があって、 の歴史性を考える上で重要な材料とすべきだろう。 広い(36))。決定的な根拠とはならないが、この官宣 四月五日の官宣旨(35)では、 海灘の境目を定めた部分を抜粋し、 その範囲は今回の「海 (「海灘境目之事」の方 蘆屋津から新

御宝殿置札に 頃にはそれらはほぼ失われていたらしい。 社の末社・社領や宗像氏の所領が少々存在していたが、明応九年(一五〇〇) 麻生・宗像両氏に関する桑田氏の専論によれば(38)、 御牧郡) と宗像との境黒崎」という記述がある。宗像郡の東隣の遠賀郡 ほかに「海灘境目之事」の年代を推測させるものとして、 の大半を戦国時代に領有していたのは麻生氏であった。当該期の 「古本領被斬返在所之事、 遠賀庄限蘆屋津・広渡両村」とあ しかし、 天正六年の宗像第一宮 元々遠賀郡には宗像 冒 頭の (中世には 「麻生

性は高い(37)。

域が 氏貞は、 う。 早川隆景の与力として宗像才鶴が三百町、 進出以前か、氏貞没後・麻生氏転封前の天正十四~十五年頃と言える。 国に与えられ(独)、 が並称されている事例も見られる。④。ところが、天正十五年六月には小 特に天正十四年三月四日の氏貞没後、 るように^{③9}、 と宗像との境黒崎」という記述があって不思議でないのは、 能性も考慮する必要があろう。実際、その頃の文書には「麻生」と 麻生氏の没落=氏貞の遠賀郡進出以前の表現、 が壊滅的打撃を受けた後、 市八幡西区)に攻めている。 十年に大友方に付いた麻生鎮里を氏貞の支援を受けながら上津役 に収めていった。これに基づけば、「麻生と宗像との境黒崎」という記述は 、宗像郡/御牧郡」と記しており、 しかし、 文禄四年の小早川隆景隠居領についての知行方目録帳 (49) は「鞍手郡 「麻生」と呼ばれることは無くなると思われる。 麻生氏の旧領を獲得する形で遠賀郡西部 永禄二年の麻生隆守の自害後、庶流から入った麻生隆実は、 永禄二年(一五五九)九月に大友氏の侵攻によって麻生氏 宗像氏も麻生氏も宗像郡や遠賀郡の本領を失ってしま 大島に逃れて大友氏の攻勢を何とか凌いだ宗像 隆実は遠賀郡東部に勢力を確保したようで(④)、 時代が下るほど遠賀郡 遠賀郡西部に麻生氏が再進出した可 麻生隆実が二百町の領地を筑後 というのが第一印象である。 (遠賀川以西) したがって、 (御牧郡) 氏貞の遠賀郡 を支配下 (北九州 「宗像 麻 の領 同

また、浦境についての記述に続く一つ書きの冒頭には「宗像と粕屋の境花崎(おつひ)の境であるところの「黒崎」の箇所に記せばよい内容である。順々に記されていくのに対し、唐突に冒頭に現れている。文中、波津と鐘ただこの記述は、後ろに続く浦境についての記述が東の芦屋から西へ

らを宗像氏が保証していたという理解は十分成り立つのである。
、本を挟むように配されており、相対的に後から付加された可能性がある。、郡境、についてとも言うべきこれらの記述は、浦境についての記述を挟むように配されており、相対的に後から付加された可能性がある。日然ではないが、これも文中の「苅和布川」に記すことのできる内容で見苅和布川」という記述もあり、後述のように氏貞の没前後の記述として

以上、紙幅を費やしてきたが、「海灘境目之事」の記述内容は基本的に 以上、紙幅を費やしてきたが、「海灘境目之事」の記述内容は基本的に 以上、紙幅を費やしてきたが、「海灘境目之事」の記述内容は基本的に 以上、紙幅を費やしてきたが、「海灘境目之事」の記述内容は基本的に

四 個別の記載内容に対する検討

とによるものと考えるが、文書中の地名や記載内容が近世初頭以前のものに浦境や漁場の名称等を詳細に記した中世以前の史料がほぼ皆無であるこい。本文書には、他の中世史料に見えない地名が多い。これは本文書以外場図や現代の海図なども含め、他の諸資料を参照しながら検証していきた場別を、「海灘境目之事」に登場する浦や境、漁場について、近代の漁

矛盾がないか確認ができるだろう。として適当かどうか検討することで、前節で推測したような史料の性格と

が、 含む、 辺一里以内)を各浦の漁場とし、その沖合は共同漁場とされ、明治に入っ が重要な参考資料である(4)。 権と専用漁業権が設定されたが、これらはそれまでの争論・紛争の経緯も 定されている。漁具・漁法によって具体的に内容が定められた、免許漁業 定された漁場区域査定で、 められ、 てもその慣行が基本的に踏襲された。明治八年に海面の官有化が行われる の地先漁場区域は区画してその領分を定め、概ね沖合三里以内(島では周 査定書」とする)とその付属図面 れた筑豊沿海漁業組合漁場区域の査定書 古文書はもちろん、 漁場範囲を考察する上では無視できない資料と言える。 本文書に現れる浦々と浦境、そして漁場に関しては、近世の絵図や地誌、 同十七年には沿海漁業組合設置準則、 は各浦の専有漁場とされ、 従来の慣行を踏襲した上で調整がなされたものであり、 漁場区域の調整・画定が進められた(も)。 明治二四年(一八九一)十二月に福岡県知事に認可さ 基本的に海岸からの地先六○○間(約一○八六 近世福岡藩の漁場制度では、基本的に各浦 その沖合には他の浦も含んだ入会漁場が設 (以下、 (以下、 「明治二四年の漁場図」とする) 同十九年には漁業組合準則が定 「明治二四年の漁場区域 これが明治二四年に画 近世以前

きたい^(金)。 以下、「海灘境目之事」における記載順(浦々は東→西)に検討してい

一)浦々と浦境について

芦屋と波津の境「やはぎ(矢矧)」

県地理全誌』(以下、『地理全誌』とする)でも、 中央ヨリ亥ノ拾五度見渡シ」が波津浦の東の境とされている。 準となっていたことが確認できる。明治九年に太政官に進達された す権利を有していた(社)。 認められたものの、 ヨリ西、 浜芦屋波津出入証文」によれば、 はその河口のことである。 (一五七八)の第一宮御宝殿御棟上置札に見え、波津浦も後者に見えている。 境は矢矧川としており(※)、 芦屋津 「やはぎ」はその間に位置する矢矧川(遠賀郡岡垣町)で、浦境として 汐入川ヨリ東」の中之浜では四分の一を取って芦屋の船の入漁が (蘆屋津) 両浦の船が出会った場合は波津浦の船が先に網を下ろ は先述の寛喜三年(一二三一)の官宣旨や天正六年 やや変化がみられるものの、 刀根家文書中の宝永三年(一七〇六)の 明治 波津浦の漁場の東半にあたる「矢剝川(網) 一四年の漁場区域査定書では 波津浦と蘆屋浦との漁場 矢矧川が浦境の基 「矢矧川 中之 『福岡

波津とおつひの境「くろさき(黒崎)」

る。冒頭の「麻生と宗像との境黒崎」については前節で述べた。 宗像両郡の郡界でもあり、古くから境界として認識されていたと推測され 文書)に、鐘崎浦の漁場について「波津浦堺黒崎」とある(๑)。明治二四 文書)に、鐘崎浦の漁場について「波津浦堺黒崎」とある(๑)。明治二四 大書)に、鐘崎浦の漁場について「波津浦堺黒崎」とある(๑)。明治二四 大書)に、鐘崎浦の漁場について「波津浦堺黒崎」とある(๑)。明治二四 大書)に、鐘崎浦の漁場について「波津浦堺黒崎」とある(๑)。明治二四 大書)に、鐘崎浦の漁場については前節で述べた。

ここで注意したいのは「おつひ」である。史料で確認できる地名として

湊木皮社者、 小開浦が鐘崎浦と近い関係にある存在であることが窺われよう。 以下同じ)。宗像市鐘崎に鎮座する織幡神社や漁業との結びつきが知られ が うら)であったらしい。 のほうが古いが、 湊浦ノ役、魚ハ小開浦役、富葛ハ小勝浦ノ役」と記されている(傍線は筆者。 は鐘崎 (甲本) の中で、正月十六日の織幡宮踏歌事においてクレ 「小開浦」に割り当てられており(51)、 (『続日本紀』 禰宜作ル、(中略)庁座事、政所大飯、 中世後期にこの地にあった浦の名称は小開浦 神護景雲元年(七六七)八月辛巳条の「金埼船瀬」) 応安八年(一三七五)に成立した『応安神事次第』 また同じく四月一日には 御酒 (榑)を作る役 瓶、 (おつひ 貝・蚫ハ 「同日、

黒田氏入国よりは遡りそうである。 挙げられているので(50)、 十五日には兵粮等の積出港として「箱崎・津屋崎・ とあり回、『拾遺』(「鐘崎浦」の項)では「これいにしへ鐘崎といひし 民家あり。 知行方目録帳には「かね崎村」のみが見え、慶長三年(一五九八)七月 れていたということだろう(5)。 八の方面に「おつひ」の浦の中心があったらしく(型)、 今の上八村をいへるにや。」としている(5)。 現在の鐘崎の集落から南の上 項)によれば、「鐘崎の町はむかしはなし。 『筑前国続風土記』(以下、『続風土記』とする)(「鐘御崎 長政公入国し玉ひて後、 鐘崎浦が主になったのは 先述の小早川時代の文禄四年(一五九五 津日の浦の人家を今の鐘崎に移さる。」 津日の浦とて、 江口・鐘崎・山鹿」 『続風土記』 鐘崎もこれに含ま 上八村の西に 〈鐘崎町〉」 が述べる 0)

境目之事」がそれ以前の内容を含んでいることを示唆する。いずれにせよ、「おつひ」は近世までに姿を消す地名であり、三、「海灘

おつひとミなとの境「江口」

の「神湊」は転写の過程で書き換えられたものとみるかは判断しがたい。 根四年の知行方目録帳には「かうのミなと村」、慶長十年(一六○五)に黒 根四年の知行方目録帳には「かうのミなと村」、慶長十年(一六○五)に黒 田長政が浦々に出した掟書⁽³⁾でも「神湊」と見えるように、「神湊」の呼 の「神湊」とあって、両者が混在している。過渡的な様相とみるか、後者 まず「ミなと」(湊=神湊)については前掲の『応安神事次第』などにも

とされている。の定書(金内家文書(3)には、神湊浦の網場について「東は江口村之川切」の定書(金内家文書(3)には、神湊浦の網場について「東は江口村之川切」ては河口そのものを指していよう。明暦三年(一六五七)二月二十七日付「江口」は釣川の旧河口部に位置する旧江口村(宗像市江口)、浦境とし

ところで、『拾遺』(「江口村」の項)によれば、「興雲公入国し給ひし初ところで、『拾遺』(「江口村」の項)によれば、「興雲公入国し給ひし初ところで、『拾遺』(「江口村」の項)によれば、「興雲公入国し給ひし初ところで、『拾遺』(「江口村」の項)によれば、「興雲公入国し給ひし初と

江口は港としては機能しなくなったらしい。永享二年(一七四五)から宝なお、その後釣川の堆積作用によって河口部への船の係留が困難となり、

ることには変わりがない。 暦三年(一七五三)には釣川下流部の付け替え工事が行われたが、先述の 暦三年(一七五三)には釣川下流部の付け替え工事が行われたが、先述の

神湊と今久賀勝浦浜の境「まな板瀬」

津屋崎、 「今古賀」と記す「刀根家文書」は転写時の認識により書き換えてしまっ 置札にも浦として「今空閑・勝浦浜」が見える。近世には「今古賀」の表 勝浦浜」とあるほか、『応安神事次第』(乙本)の四月一日の年毛社の祭礼 弘治二年(一五五六)文書に「今具賀勝浦浜」、 たのだろう。 記が一般化していくので②、 の部分の頭書に、懸魚の役を務める浦として「湊浦、 まず「今久賀勝浦浜」という表記については、 同久家」が挙げられており(音)、天正六年の第一宮御宝殿御棟 中世の古い表記が用いられていると言える。 先述の漁場相論に関する 永禄三年文書に「今久賀 、今久家、 勝浦 (浜 渡、 上

西南端。後述)と「神湊陸堺」との間の沿岸に「今古賀」の人家が描かれ金内家文書中の「宗像郡勝浦図」(3)では、「神湊浦漁場堺」(草崎半島のとする一方、「神湊」の項でも民居のある所として今古賀を挙げている。『拾遺』では、「勝浦浜」の項で「民居ハ浜・今古賀に在。漁家多し。」

ており、 端に波戸が築かれ、 ている。 は宗像市神湊であるが、 ほぼ勝浦浜と一体の存在であることが分かる(図二) この波戸 現在、 牟田池の西側に広がる勝浦浜の集落 (勝浦漁港)と勝浦浜の集落との間の沿岸集落が今古賀 これが現在の勝浦漁港である。 海岸線のみは福津市域となっており、 波戸は同図にも描かれ (福津市勝浦) 64 そのほぼ北 0) 北側

0)

れた白石浜よりもむしろやや西に当たり、 瀬が記載されている(6)。 のことで(65)、 文があり、 自然ではない。 か。形状に基づく瀬の名称なので、同一の名称の瀬が他の浦にあっても不 ふさわしくない。これとは別に の渡半島沖の鼓島から渡半島の京泊の方向の瀬を「まないたせ」と言うと さて、神湊と今久賀勝浦浜の境については、「奈多浦漁協文書」 「刀根家文書」に従って「まな板瀬」とすべきである。 確かにいくつかの近世絵図には渡半島の東側近くに同名 しかし、 「まな板瀬_ その位置は勝浦浜と津屋崎との境とさ 神湊と今久賀勝浦浜との境には があった可能性はないだろう 福津市 には脱

境立神山マデ。 そしてこれを元にした までで、「立神山出鼻」 勝浦についての明細書き上げ〇〇〇では、 とされている。 を見ると「神之湊之堺草崎出鼻限」とあり、 金内家文書では、神湊浦の網場が そこで寛永十七年 時代が下って今林家文書中の明治五~六年の福間・津屋崎 (中略) (一六四〇) から 又同所ヨリ北神湊浦抱草崎山地曽根マデ四町三十 『地理全誌』 「草崎山出鼻」までは入会漁場であると言う。 の勝浦浜の網場堺目についての定書 では、 「一草崎山立神之出鼻を切り/一勝島 勝浦の神湊浦との境は 勝浦浜の漁場の北の境は 先述の明暦三年 (一六五七) 「立神山

> 状の磯場が広がっている。 端のやや磯が突き出た辺りに求められる 崎山地曽根」 び漁場図 間神湊浦入会。 像市と福津市との沿岸部の境でもあり、 「神湊浜絵図」(一八世紀末頃) (「草崎地曽根」および は草崎半島の北西端、 沖 ハ勝島西ノ山花限リ」とされている(②)。 「立神瀬」とする)も参考にすると、 70 そして「立神山出鼻」 や明治 現地にはまな板のように平らな形 (図二)。 一四年の漁場区域査定書およ 後者の地点は現在の は同半島の南 金内家文書中 「草 宗 西

場に草崎半島沖の勝島が含まれることである。 平らな磯場がある。 のであり、 しかし、 最も古い寛永十七年の定書では 航空写真や地形図を見ると、 注意したいのは、 次の明暦三年の文書では神湊浦の 草崎半島の北西端にも同じような 「草崎出鼻」が堺とされてい 勝島については、 「刀根家 る



図二 神湊~勝浦浜の地名と境界

文書」のみに見られる記載だが、「海灘境目之事」の後段で今古賀勝浦浜文書」のみに見られる記載だが、「海灘境目之事」の後段で今古賀勝浦浜文書」のみに見られる記載だが、「海灘境目之事」の後段で今古賀勝浦浜

広かり。 した この浦との漁の境とハしける。 凡百二十五軒有。 神社に伝わる縁起②には、 成立(元) においては、既に勝島は神湊の項目で記述されている。また、 頃に神湊に属するようになったと記されている。しかし、それ以前に成立 を神湊の持分とせられしより、 ここに加子屋敷有。 おかれしか、其後彼舟打払ひ給ひしかば、 京姦商の仲買のことを禁給ひて、此島に番の士を遣して大船に加子を添て の内となれり。 (一六二四~一六四四) 以後、 勝島については『拾遺』に、「寛永の比迄は勝浦の内也しか、 の編者である青柳種信が文政十年(一八二七)に撰した、勝浦の年毛 『続風土記』(宝永六年〔一七〇九〕 東北は勝島を限り西南は渡山の内白石といふ所をもて津屋崎と (中略) これを浦分といふ。 近辺を菜園に開きて始めて壱町余の畠出来たり。これ 其後久しく人家もなかりしか、 「勝浦浜・今久我の二所は漁家のミにして戸数 特に正徳・享保年間(一七一一~一七三六) (中略) 此島神湊の処分となれり。」と、 むかしは此浦人のすなとりする網代 また勝島も寛永のころより神湊浦 完成)や 其警備もやみたり。番士有し時 『筑陽記』 正徳・享保の比南 (宝永二年頃 寛永年間 其後神湊 拾

はないだろうか(②)。一六四四)以降の早い段階で、勝島の所属が勝浦から神湊に変わったので一六四四)以降の早い段階で、勝島の所属が勝浦から神湊に変わったのでに隷けり。」と記しており、これらによれば実際は寛永年間(一六二四~

になった寛永年間頃より前のものとすることができる。 勝浦浜の内とする「刀根家文書」の記述内容は、勝島が神湊に属するようとする (型) 草崎半島の北端の瀬である蓋然性が高い。また、勝島を今古賀とする。

今久賀勝浦浜と津屋崎の境「白石」

が北 れが継承されている。なお、 (一六四〇) に津屋崎浦の者六名が白石から巨石を担いで運び、 び永禄三年文書に見られる漁場争いはその後も続き、結局、寛永十七年 浜の名称として使われている白石浜のことで間違いない。 永十七年以前の浦境が記されているのである。 て祀られており、 治家文書)には、 できた先まで浦境が変更されたという(き)。同年九月二十八日の定書 これは両浦が漁場争いを繰り広げたことで知られ、 (勝浦浜側) に約一㎞移動したことが知られ、 津屋崎浦について 割塚は六人塚とも呼ぶ。「海灘境目之事」では、この寛 その六名は斬罪となったため同地に義民とし 「勝浦浜境割塚限」とあり行い、 以後の史料では当然こ 今も渡半島へ続く 弘治二年およ その移動

津屋崎と福間の境「いま川」

福津市の宮地嶽神社の南を西流して宮司浜付近を流れ、弥生時代の今川

間村(旧福間町)との境を成している。口部のことだろう。今川の下流部は、概ね旧宮司村(旧津屋崎町)と旧福遺跡(福津市宮司浜二丁目)でその名を知られている、(手光)今川の河

ただし先述の寛永十七年の佐治家文書では「福間浦堺大額限」とあり、ただし先述の寛永十七年の佐治家文書では「福間浦堺大額限」とあり、ただし先述の寛永十七年の佐治家文書では「福間浦堺大額限」とあり、ただし先述の寛永十七年の佐治家文書では「福間浦堺大額限」とあり、ただし先述の寛永十七年の佐治家文書では「福間浦堺大額限」とあり、ただし先述の寛永十七年の佐治家文書では「福間浦堺大額限」とあり、ただし先述の寛永十七年の佐治家文書では「福間浦堺大額限」とあり、

更はなかったという右の推定で間違いあるまい。明治二四年には浦境は再び「今川」と記されており、実質的な浦境の変

福間と花靏の境「かるめ河(苅和布川)」

であったことが分かる。 が新宮浦に加えられた図。それまでの花鶴浜と福間浦との境が「苅和布川 川より西拾町弐反_ 接する福間・新宮の両浦に分割されることとなり、「花鶴浜之境、 年(一六五八)三月二十六日付の文書(8)によれば、古賀村の花鶴浜は隣 ている。⑦(以下、 小規模ながら、 今も同名の川 川の名称は現代も含めて苅和布川と表記する)。 が福間浦に、「花鶴浜之境、 寛政八年(一七九六) (苅目川・苅免川) 0) 薄原山より東弐拾町四反 「新宮浦浜絵図」 が福津市の南部を流 明曆四 苅和布 (金内 n

> 後の措置を反映していると思われる(®)。 流れる川)のすぐ南の地点を新宮と福間との浦境としており、花鶴浜分割家文書(®))では、川筋にして一本南の「千鳥池流」(古賀市の千鳥池から

鶴 の境」 としてよい。 西郷内花見」と記されているように〇〇、「花見」は広く近世の糟屋・宗像 内閣文庫所蔵の「訂正宗像郡図」(明治八年)では「カルメ川」 旧糟屋郡久保村との双方に「花見(華見)」の小字があり、 裏)によれば、席内村の海辺に「花見山」と称する砂丘があり、 両郡にまたがる地名であり、「花見苅和布川」は花見にある苅和布川の意 にある方九町ばかりの松林を「花見松原」と号し、またその西に花津留 なお、 村(古賀村内)があった。ただし、旧宗像郡下西郷村と南に隣接する が 「海難境目之事」の後段の一つ書きの部分の冒頭に、「宗像と糟屋 「花見苅和布川」であるという記載がある。 『続風土記』 国立公文書館 の南に「下 その四辺 (糟屋郡 花

像記追考』によれば、 領」に含まれているものの、永禄十二年には大友氏に再び割譲された(窓)。『宗 郷(85)とともに糟屋郡とされ(86)、 城の戸次道雪 殿置札によれば、 裏糟屋郡久保村 その河口部がほぼ福津市と古賀市との境になっており、 現在、 五~一六世紀の大内氏や大友氏側の史料では福満 苅和布川の川筋は、 (鑑連) 西郷は氏貞が永禄三年 (古賀市久保・花見東・花見南周辺)であった。 西郷は元亀三 に興入れした際の御化粧料とされており(※)、 最後に南側に湾曲して玄界灘に注いでいるが、 天正六年(一五七八)の宗像第一宮御宝 一年(一五七一)に宗像氏貞の妹が立花 (一五六〇) に取り返した 万 その南は近世には 庄は隣接する西 しか

はり西郷を宗像とする意識が窺われる。 宰府天満宮)の宮領坪付⁽⁸⁾のなかには、「宗像西郷内」の所領が見え、や氏が筑後へ移った直後の天正十五年六月二十八日に作成された安楽寺(太間は見えない(津屋崎や宮地までは見える)。しかしその後、戸次(立花)宮御宝殿御棟上置札に記される、造営に動員された村・浦の中に西郷・福

る天正十四年前後の記述としては不自然でないと言える。が、福間浦の南の苅和布川を両郡の境とすることは、氏貞の晩年から没す右のように、当時の宗像郡・糟屋郡の概念および境界は曖昧かつ複雑だ

花靏と新宮の境「福手山(福年山、福千山?)」

ようで、 新宮浦に移管された「薄原山より東弐拾町四反」はその後福間浦に移った 福岡県地理誌掛 ずだが、先述の今林家文書中の明治五~六年の明細書き上げや明治六年の 状での確認は難しいが、この小山が「福手?山」であった可能性があろう。 付近に、ちょうど高まりが確認できる。ゴルフ場に開発されているため現 記されており、 先述の寛政八年 れており、この (一六五八) に 二文字目の読みも含めて定かではないが、先述のように、 花鶴浜の分割後、 結局 「薄原山」 地形図によれば、現在の古賀市と新宮町との沿岸部の境界 「薄原山_ 「薄原山より東弐拾町四反」が花鶴浜から新宮浦に加えら への報告書(%)では、浦境を「す、き原 「新宮浦浜絵図」では、 「福手?山」は浦境としての役割を果たさなくなるは は は境界として利用されたらしい(タロ)。 「福手?山」とほぼ同所である公算が大きい。 花鶴川のやや南に「すすき原」と (薄原)」としており、 なお不明な 明曆四年

> 考えておく。 名称なのだろう。「海灘境目之事」はそうした独自の情報を伝えていると点は多いが、「福手?山」は「薄原山」の古い呼び名かその近隣の地点の

新宮と奈多の境「わらや」

明治二四年の漁場区域査定書では三苫字黒山墓地が基準とされている。こ くは また 滑水 屋郡 王崎 にも該当する地名は見出せず、 浦境だったと考えたい。「わらや」もその辺りの可能性があるが、 な記述がある。現在の新宮町と福岡市との沿岸の境は、 よりもやや北東に、新宮と奈多との浦境として、「ナメリ岩」と読めそう れは龍王崎よりやや西南の地点のようだが、大きくは変わっていないと。 遺』同「三苫村」の項。 も記され、奈多浦漁協文書に含まれる明治初期の絵図でも「龍王崎」もし ただし、先述の寛政八年「新宮浦浜絵図」(金内家文書)では、「八大龍王宮 これも関連史料・現存地名に対応するものを見出せない。 石」(『地理全誌』では「ヌメリ岩」)まで一里三〇町五八間とされている。 「龍王ハナ」が新宮浦との境とされている〇〇〇〇。龍王崎は、龍王社 『地理全誌』には、奈多浦の漁場が「東新宮浦界龍王崎ヨリ」二里と 「新宮浦」の項)によれば、 (南) とのちょうど中間付近にあり、その地点が 現在は綿津見神社)がある岬のことで疑いないが、 現段階ではこれ以上は明らかにできない。 新宮浦の漁場は福間浦堺から「奈多浦堺 「滑石」で、 礒崎鼻(北)と龍 『拾遺』 近世の (『拾

奈多と志賀の境「志おや」

ようだ と勝浦浜との関係と同じように、陸の境と漁場の境との間に違いがあった の漁場は が糟屋・那珂郡界として表現されている。『地理全誌』によれば、 分間図 (写)」 ⁽³⁾を見ると、やはり「塩屋」の東に位置する「吹上」 属しており 上の崎」で、 部にシオヤ鼻・塩屋崎などの地名が残っており、ここを指すのだろう(※)。 『続風土記』(「奈多浜」の項)によれば、奈多と志賀(志賀島)の境は 現在も海の中道の北側、 「西那珂郡志賀島、内塩屋鼻」までとされており、先に見た神湊 (明治になって糟屋郡に編入)、福岡県立図書館所蔵の 同地から西一里に塩屋があった。志賀島は近世には那珂郡に 福岡市東区西戸崎の玄界灘にやや突き出た沿岸 奈多浦 「筑前 「吹 95

志賀島浦と奈多浦との入会となった⑤。「海灘境目之事」がそれ以前の境島浦との間で争論となり、塩屋崎から「吹上」までの範囲と思しき海域は奈多浦漁協文書によると、そうしたこともあって明治になってから志賀

二)漁場名等について

界を記していることは言を俟たない。

花見苅和布川→宗像と糟屋の境

いては、前節および本節(一)の「かるめ河」の項で先述した。冒頭に「花見苅和布川」を宗像と糟屋の境であると記していることにつ

おきのおんかう・お路の島・相の島のはなつら→宗像の内

沖ノ島・小呂島・相島の東端までを「宗像の内」、すなわち宗像の海の

小呂島・相島については言及がなかった。うに、高田氏の図では沖ノ島だけが宗像の内であるように記されており、領域とでも言うべき範囲を記す、極めて興味深い記述である。先述したよ

様であるから、むしろ近世前期に筑前国で用いられていた名称と言える〇〇〇 図 早く慶長十年(一六〇五)に幕府に調進された国絵図の控えとされる「慶 はなかろうか。 とされる沖ノ島の名称を、 長筑前国絵図」(福岡市博物館所蔵(※))に「御号島」と見え、正保の国絵 脱稿の『筑前名所図会』にも「俗に澳御号と唱奉る」と見える ガウとは御神の義なるべし。」と見えているほか (g)、文政四年 (一八二一) の項)に「又隣国海辺の者オンガウ島、 いないだろう。沖ノ島を「御号島」と称することは、 『拾遺』が言うように「御神」が原義かは疑問で、 これらだけだと時代が下るようにも思えるが、絵図類に目を転ずると、 「おきのおんかう」とは、 (一六四七年頃作成) (%)および天和二年(一六八二)の国絵図 (※)でも同 直接口に出すことを憚った結果生まれた名称で 沖の御号、すなわち沖ノ島のこととみて間違 或ハ沖のオンガウ等いへり。オン 不言島(おいわずさま) 『拾遺』(「沖津島_

その点でも本文書は貴重である。要があるが、「海灘境目之事」は「御号島」の初見史料である可能性があり、に決められないことと、書写の過程で書き換えられた可能性を考慮する必に決められないことと、書写の過程で書き換えられた可能性を考慮する必に決められないことと、書写の過程で書き換えられた可能性を考慮する必に決められないことと、書写の過程で書き換えられた可能性を考慮する必要がある。

次の「お路の島」、すなわち小呂島については、いつの頃からかは明ら

られている^(図)。 られている^(図)。 きれている^(図)。 をの間で行われた争論がよく知られているように^(図)、中世には宗像社領との間で行われた争論がよく知られているように^(図)、中世には宗像社領との間で行われた争論がよく知られているように^(図)、中世には宗像社領がよびその後家と遺領について争った三原種延と、宗像社(宗像大宮司)がにできないが、建長四年(一二五二)から五年にかけて、綱首の謝国明がにできないが、建長四年(一二五二)から五年にかけて、綱首の謝国明

には として重視されたとみられる(図) 壱岐守護職を掌握しており、 宗像氏が小呂島を拠点としていたことは確からしい。 もあるそうで心、時期は明確でないが、宗像大宮司家が健在だった時代に、 島の神社の棟札に「筑前国宗像郡東郷村建立」と書かれていたという記録 漁夫が渡ってきて土着したと述べられている(『拾遺』もほぼ同様)。 遣したる者なるにや。」とあり、 じめて来り住しが、 島」の項)には 摩郡の西浦の所属となっている。 ただその後は史料がなく、 「此島に宗像大神の社有。」とある程度だが、 「むかし此島に宗像郡東郷村より本間孫四郎といふ者、 水土に服せずついに死せり。 小呂島は壱岐と宗像を結ぶライン上の生命線 近世には異国船に対する島守が置かれ、 その後正保二年(一六四五)に西浦より 『続風土記』(志摩郡「大虵島」の項(型) 孫四郎ハ宗像大宮司より 『附録』 宗像氏は室町期には (志摩郡 「小呂 小呂 は 志

ら朝鮮国王への遣使についても記されている『海東諸国紀』(海東諸国総図・が、より年代の近い朝鮮王朝の成宗二年(一四七一)の成立で、宗像氏かもかけり。」としており、先述の建長年間の古文書では「小呂島」とあるなお、「お路の島」の表記については、『附録』は「大蛇・於呂・遠呂と

る。 と実質的に同じ表記である。 れる海域には「短島・於島・小崎於島・藍島・於路島」 は沖ノ島を載せる現存最古の地図であり、 H に比定でき、 (本国西海道九州之図) 短島ははっきりしないが一〇、 宗像氏と深い関わりをもつ島々と言え、 ⑤に「於路島」と見えることは興味深い。 以下順に大島・沖 本州島と九州島・ また「お路」 ノ島 のみが描かれてい 相島・ 壱岐島で囲ま はこれ 小呂島 同図

報が 例はないことからすると、 とされたと推定されている⑩。これらの図に右の島々が詳細に記され 11 ていた博多商人の道安が、一四五三年にもたらした日本・琉球両国の地図 た可能性もあるが、 右の 大内義弘の重臣平井祥助所有の日本図の写し 『海東諸国紀』に採り入れられた可能性も指摘できる。 『海東諸国紀 現存する中世の日本図にそれらが書き込まれている の地図は、 朝鮮に頻繁に遣使を行った宗像氏 琉球国の使者として朝鮮との間を往来し (十四世紀末) 110 からの情 が原資料

り、特に不自然なところはない(三)。相島の表記も多様だが、先述の慶長十年の黒田長政掟書には「相島」とあ最後の「相の島のはなつら」は、相島の東端の鼻面半島のことである。

くは宗像氏とその民が権利を有している海域と理解するべきだろう。の先の鼻栗瀬の方はそこから一○○間)が相島の専有漁場とされている訳が、「海灘境目之事」はここでは漁場の特定の浦への帰属を述べている訳が、「海灘境国之事」はここでは漁場の特定の浦への帰属を述べている訳が、「海灘境国との漁場図では、島の周囲の海岸から六○○間の範囲(鼻面半明治二四年の漁場図では、島の周囲の海岸から六○○間の範囲(鼻面半

筆者は古代には相島が宗像郡に属したと考えているが確証はなく、近世

期の段階でも宗像氏と相島との間にはつながりがあり、 の記述が不自然ではないことが確かめられる。 れは必ずしも地元の地理認識ではないかもしれないが、 やその向こうの海は宗像ではないとも解される。 には裏糟屋郡に所属した。 記する中世史料もないようであり、年次不詳の「豊臣秀吉上洛諸泊次第写」 (小早川家文書)には、「むなかたあいのま」(宗像相島)と見える(型)。 相島の東端までが宗像ということは、 ただ、相島を糟屋郡と明 少なくとも中世末 「海灘境目之事」 相島自体

び苅和布川 さて、ここに述べられる「宗像の内」と黒崎鼻 (宗像と糟屋の境) とを結んでみると、 (宗像と麻生の境) 図三のようになる。 およ

範囲が宗像氏による支配が強く及んだ第一領域、 布川を境とする当時の情勢に対応したものと考えれば、かつての「宗像の 言うべき海域を伝えているのであろう。また、 波津や芦屋、 はより広域だった可能性も考えられる。 新宮や奈多といった範囲外の浦々の扱いが難しいが、この 相島の東端というのが苅和 あるいは根本所領とでも

側が、 が、 含んでおり、 として認められている 賀県)・長門 から北に五里(一○八○○間・約二○㎞) ちなみに、明治二四年の漁場区域査定書および漁場図によれば、 その三分の一ほどの海域が 「古来ノ慣行ニヨリ」筑前沿海漁業組合に属する四五浦の共同漁場 逆にこれらの島の帰属を根拠に設定された範囲と考えられる (山口県) の海域に接する南東と西南に引かれたラインの内 (図三)。 「宗像の内」 この広大な海域は当然沖 の地点を北端として、 であったことになる。 ノ島も小呂島も 肥前 沖ノ島 佐

宗像本土から相島、 小呂島、そして沖ノ島に及ぶ広大な海域が宗像氏に

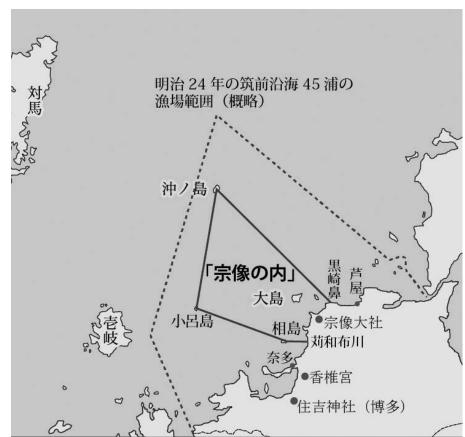
とは言え、その活動範囲・勢力範囲を明示するものとして、極めて貴重な

歴史的に見て不自然ではなく、

具体的な内容は不明

属するという記述は、

ものと言えよう。



「海灘境目之事」が「宗像の内」とする海域

図三

勝島→今古賀勝浦浜の内

を主に記している。 を主に記している。

過程でこの記述を脱しただけという可能性も残る。については、(一)の「まな板瀬」の項で詳述したので、繰り返さない。この記述が「刀根家文書」にのみ見えることは、寛永年間(一六二四〜この記述が「刀根家文書」にのみ見えることは、寛永年間(一六二四〜については、(一)の「まな板瀬」の項で詳述したので、繰り返さない。勝島が神湊に所属するようになる以前、今古賀勝浦浜に属していたこと

中瀬・志お辻・とうなか→おつひ・神湊・今久賀勝浦浜のくじ引き

中瀬に対する勝浦浜の権利の残滓が認められる。中瀬に対する勝浦浜の権利の残滓が認められる。中瀬に対する勝浦浜の中角の残滓が認められる。そして明治二四年の漁業区域査定書によれば、中下水路部)で勝島の北の沖合から北に伸びる「タツノカミ」と「一ノ瀬」との間に記されている。そして明治二四年の漁業区域査定書によれば、中瀬に近い勝島の帰属が勝浦から神湊へ移ったという経緯があってなお、中瀬に対する勝浦浜の権利の残滓が認められる。

続けた蓋然性は高いのではないだろうか。

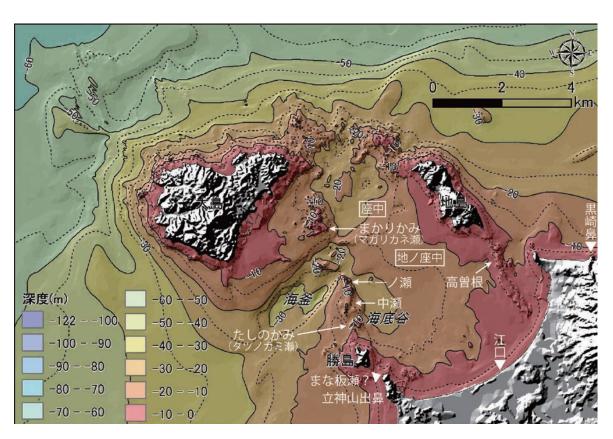
した漁場名なのだろう。いる海域かと思われる。大島・地島と本土とによって囲まれた海域に存在いる海域かと思われる。大島・地島と本土とによって囲まれた海域に存在次の「志お辻」については未詳で、その名称からは潮の通り道となって

「とうなか」については、漁場の名称ではなく、「中瀬」および「志お辻」

という記述内容によく対応しているように見える。「とうなか」は 異例で、読み方は定かではないが、「とうなか」に対応する可能性がある。 ている可能性もあるが、明治二四年の漁場図に、大島と地島、 のことで、「海灘境目之事」に見える漁業権に関する慣行がその後も生き 大島・地島に関する記述がなく(型)、 神湊・地島の入会で、勝浦浜は鰕網使用の慣行があり漁を許されていた。 スルモノトス」(漁場区域査定書)とされていて、「地ノ座中」も同様に鐘崎 ギ漁ニ限リ網数拾五艘以内ヲ以漁事相営ムノ慣行アリ。 された漁場範囲が示されている。 に囲まれた中間の海域を区画して「字座中」「字地ノ座中」と海域名が ると、これらは「おつひ・神湊・今久賀勝浦浜」がクジを引いて漁を行う 「海難境目之事」には「こんそね」が地島白浜の漁場であること以外は 「座中」は大島・神湊・地島・鐘崎の入会漁場とされ、 「となか」(戸中・途中・ 門中)、すなわち海の真ん中(ヨ)にあると述べ 海域名が付されているのは同図の中でも 勝島の帰属変更の影響も考慮に入れ 依テ後年之ヲ履行 勝浦浜も「カナ 勝島、 付

瀬の利用のされ方も、これによく対応しているように思われる。 等を記入した図を示しておく(図四)。神奈川県横須賀市佐島における民俗調査事例によれば、海底の視認性などの問題から、およそ一五尋(二〇〜二三m)の水深が、モグリ(潜水)やミズキ(覗突)などの磯漁が可能なキワとオキとの境界とされるが(^⑤)、この宗像の島々に囲まれた海域のなキワとオキとの境界とされるが(^⑥)、この宗像の島々に囲まれた海域のなキワとオキとの境界とされるが(^⑥)、この宗像の島々に囲まれた海域のるキワとオキとの境界とされるが(^⑥)、この宗像の島々に囲まれた海域の利用のされ方も、これによく対応しているように思われる。

以上から、これらの漁場についての記述は、不明な点こそあれど不自然



図四 大島、地島、勝島で囲まれる範囲の海底地形と「海灘境目之事」等にみえる漁場(地形との対応は筆者による推定。黒木貴一氏が『新修宗像市史 うみ・やま・かわ―地理・自然―』のために作成した図に加筆)

な内容ではなく、貴重な歴史的情報を伝えているものと考えられる。

まかりかミ→神湊

置する瀬である。 どう解釈すべきかは問題として残るが、 とを指すのだろう。 漁場の境界となっている地点 も不自然ではない。 に隣接する大島の漁場の東南隅に 治四二年の大島浦漁業組合における専用漁業漁場図 大島の専有漁場に含まれている。 「海灘境目之事」には大島のことが現れず、 ほぼ同じ漁場範囲を示す明治 その後大島の漁場となったのだろうか。 九 が 先の中瀬よりも北 「マガリカ子セ」 「マガリカネ瀬」 位置関係からは神湊の漁場として 一四年の漁場図では、「座 0) で、 (大島寄り) 117 範囲を記してお で、 大島の南東 そのことを これのこ に位

たしのかミ・ひら瀬→今久賀勝浦浜

あるとされ、「田代神」とする絵図も見受けられる(雪)。 境 したものだろうか(20) に変わってしまったらしい。 カミセ)」と記されている。 福岡県立図書館所蔵「筑前国中の絵図」 ツノカミ」とされているが、正保年間とされる筑前国図や天和一 「たしのかミ」 (立神鼻) 「地理全誌」 が、 は勝島沖の瀬の名称で、現代の『九州沿岸水路誌』 明治二四年には (神湊村) その位置関係から両者は同 先述した草崎半島西南部の勝浦浜と神湊の では勝島の北八町の海底に 「立神瀬」 (18) 等では「たしのかミ瀬 と記されており、 近代に 一のものとみて間違 「田代上瀬」 「シ」が 一年の国絵図 これと混同 では「タ (タシノ ッ 浦 が

島が神湊に移った後の明治二四年段階では、中瀬とともに神湊の専有漁場浜に属していた時代であれば、同浦に漁業権があることは自然である。勝先述の通り中瀬よりも勝島寄りに位置する瀬であり、勝島が今久賀勝浦

、勝浦浜も部分的に漁業権)に含まれている。

論があった勝浦浜は概ね鼓島以南へは入れなかった。 ツ、ラセヲ見切下海へハ出漁スルコトヲ得ズ」と特記され、津屋崎浦と争 権利を有している。 愛するが勝浦浜・神湊・相島・奈多・新宮の各浦が漁法を限定された形で の専有漁場の沖合いで、 ている (以下、平瀬とする)。同図によれば平瀬が属する漁場は津屋崎浦 を言うとのことで(21)、 の沖合、 「ひら瀬」は、 渡半島と大島もしくは草崎半島との間の海域に「平セ」が記され 漁業関係者によれば渡半島沿岸にある鼓島と大島間の瀬 ただし、 明治二四年の漁場図にもほぼその通りに、 津屋崎浦に諸漁 勝浦浜については「底網カナギ網ハ鼓島ヨリ 一切の権利があるほか、 詳細は割 白石浜

勝浦浜が平瀬の漁業権を有していたとみるのが自然な位置関係である。ることである。漁場図による限り、白石浜の漁業権を保有していた時期には、瀬鯛網入会)」とあり、平瀬の鯛網が津屋崎と勝浦浜両浦の入会とされてい注目すべきは、勝浦浜の権利についての諸規定の中に「長縄(平瀬・淀ガ

れ、これら二つの瀬の名前はないが、それは右のように説明できるのであもしくは白石浜の漁場争論によって、勝浦浜の権利が後退したと考えられる位置に存在する。今林家文書中の明治五~六年の明細書き上げでは勝浦る世間に存在する。今林家文書中の明治五~六年の明細書き上げでは勝浦の瀬として「今瀬」「網切瀬」「御崎瀬」「鎮瀬」「淀ヶ瀬」だけが挙げらの瀬として「今瀬」「網切瀬」「御崎瀬」「鎮瀬」「に、勝島の帰属の変更以上のように、「たしのかミ」および「ひら瀬」は、勝島の帰属の変更

としてふさわしいと言える。としてふさわしいと言える。の記述は中世末期~近世初頭のものる。

こんそ袮→地島白浜

り、 崎との間は鐘崎浦と地島浦との入会漁場とされている が倉納されているのに対し、小早川時代の指出前之帳では地島、 ない。 されていたようだ。明治二四年にも、 書でも「地島」とのみ見え、 の知行方目録では「とまり村」のみが見え、さらに慶長十年の黒田長政掟 南部の泊の二つの集落からなり、 武元年決断所牒に「小島」とある宗像社領で、 宮御宝殿御棟上置札では大島・泊・白浜が人夫を出す一手に編成されてお 現存する漁業図などには記載が無く、今のところ関係史料を見出せてい 「両島天正拾年検麦注進状」
②では「泊島」と白浜から二石六斗四 鐘崎の沖合いに浮かぶ地島は、 小早川時代以降浦としては地島浦として把握 「両島」とも記された。 地島の周囲は地島浦の専有漁場、 先述の「宗像社家文書惣目録」 西側中部の白浜 天正六年の第一 (豊岡) 文禄三年 の建

されるのは不審である。
る可能性もあるが、高曽根は明らかに泊の眼前の瀬であり、白浜の漁場と見える、地島の南の海に伸びる「高曽根」(≧)が「こんそ祢」のことであり、宮司時代のものにふさわしい印象を受ける。なお、いくつかの絵図にしたがって、地島のうち白浜のみの漁業権を認める本文書の記載は、宗

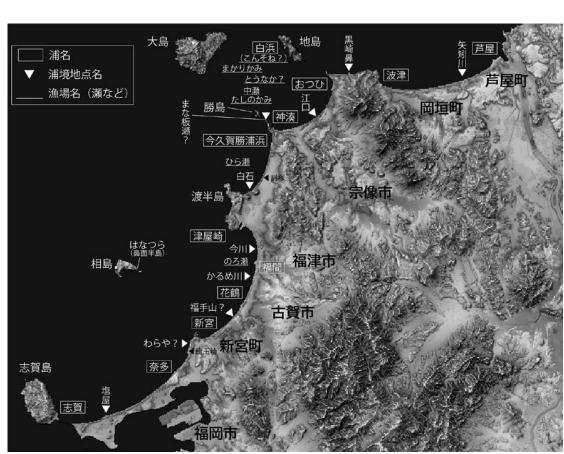
のろ瀬→福間

浦に属することが明記されているのだろうか。それ以上は特に問題とすべ あることが確認できる。 対する聞き取り記録(②でも、 に「のろ瀬」があるとされており、 き点はない。 いの入会漁場との双方にまたがっており、 先述の今林家文書中の明治五~六年の明細書き上げによれば、 漁場図によればノロセは福間浦の専有漁場と沖合 西郷川河口の沖合に 明治二四年の漁場図や地元漁業者に 特に津屋崎浦との関係から福間 「ノロセ (能呂瀬)」 福間 が 浦

然性が高いことが確かめられたのではないだろうか。という、海灘境目之事」に見える地名と記載内容について検討を行っている部分もあるが、総体として、ここに見える地名と記載内容は近世初度以前のものとみて不自然なものはなく、その後変更があったことが判明頭以前のものとみて不自然なものはなく、その後変更があったことが判明まくなく、「海灘境目之事」が宗像大宮司時代からの内容を伝えている蓋なくなく、「海灘境目之事」に見える地名と記載内容について検討を行って以上、「海灘境目之事」に見える地名と記載内容について検討を行って

おわりに

長元年以降に改めて書き上げた書類と言える。浦々の範囲は遠賀川河口の宗像大宮司によって定められた浦々の境、漁場の漁業権などについて、慶以上の検討により、「海灘境目之事」は、宗像氏貞あるいはそれ以前の



図五 「海灘境目之事」にみえる浦境・漁場等と関連地名

中世宗像大宮司家の浦々への影響力を物語っていよう。 取り決めが権威あるものとして共有されていたことが窺われ、それもまた による支配が終焉を迎えた後の江戸時代においてなお、「宗像殿時代」 れた部分がある可能性も否定はできないが、古代から続いた宗像大宮司家 重層的に成立・変化している部分はあり、 いたことを示すものでもあろう。写しであることもあり、 ものの、 なっており、 ている古代から中世にかけての宗像氏の海上活動や勢力範囲とも概ね重 呂島を含む広大な海域が宗像に属すると述べている。これらは既に知られ 芦屋津から志賀島に接する奈多浦に及び、また海域としては沖ノ島から小 戦国期の宗像氏がこれらの海域と浦々に支配力・影響力をもって 陸上 (内陸部) は支配していないと思われる範囲も含まれる 江戸時代に創出もしくは改変さ 内容が段階的 0

時の いが、 ていたと記されている。 ついての史料の検討が挙げられる。 (一七六〇) までの記録である 残された課題としては、 「神境」 香椎宮の近隣の香椎B遺跡 が 「東ハ鴨山、 もちろんこれをそのまま史実とすることはできな まず「宗像の内」とされた向こう側の海域に 西ハ壱岐、 『香椎宮編年記』 (福岡市東区) 例えば、 南ハ住吉、 神功皇后崩御から宝暦十年 ¹²⁶ に は、 からは 北ハ尾呂」を四限とし 「壱岐島雑掌」 香椎宮の創建当

> 像の内」 のこととみられ(28)、 くるものと思われる。 外との関係を明らかにすることによって、 を背景とする香椎宮と壱岐との関係は確かめられる②。 である博多湾を介しては香椎宮と深いつながりがあり、 存在を示す十二世紀頃の木簡が出土しているなど、 とされた海域とほぼ接する関係にあると言えよう。 香椎宮の神境という海域は 宗像氏の実情もよりよく見えて 「海灘境目之事」 中世初期には日宋貿易 このような宗像の 「尾呂」 奈多浦は内 は小呂島 で「宗

歴史を明らかにしていく上での今後の重要な課題である〇四 かった。これらの文書や関連史料が、 境目之事」 浦の刀根家と奈多浦の漁業組合に残されていた永禄三年文書および や漁協などに伝わっている可能性がある。これらの調査・保存は玄界灘の が、これらの文書は特に波津浦や奈多浦に直接深く関係がある内容ではな 浦浜に残されていた永禄三年文書の原文書は既に失われたのかもしれない もう一つの課題としては、 は、 他の周辺の浦々でも共有されていたことが想定される。 関連資料の発掘 玄界灘を中心とする他の浦 (捜索)・調査である。 々の旧家 波津 勝

方々には是非御教示をお願いしたい。

古のいては今後も関連資料を探し求めていくつもりだが、知見をお持ちのが、それでもなお未詳とせざるを得ない地名類も少なくなかった。これらた関係者の協力により地元での聞き取りの成果も利用することができたた関係者の協力により地元での聞き取りの成果も利用することができた。

最後に、刀根家文書所蔵者で、快く実見を許可いただいた刀根博愛氏、

いて御教示いただいた関係者等の方々に、心からの謝意を示したい。関連文書について諸々の御教示をいただいた桑田和明氏のほか、地名につ

(九州国立博物館

註

- (1) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二三、奈良国立文化財研究所、一九九○年。
- (2) 大高広和「古代宗像郡郷名駅名考証(三)」(『沖ノ島研究』三、二〇一七年)。
- 紫と南島』地域の古代日本、KADOKAWA、二〇二二年)。(3)大高広和「沖ノ島祭祀と宗像大社」(吉村武彦・川尻秋生・松木武彦編『筑
- (4)筆者も二○二一年十一月十七日に所有者である刀根博愛氏の岡垣町内の御(4)筆者も二○二一年十一月十七日に所有者である刀根博愛氏の岡垣町内の御ある。
- (5)刀根家文書の文書番号および文書名は、岡垣町町史編さん室作成の目録(福

岡県立図書館所蔵)による。

- (7) 『宗像市史』 史料編第二巻中世Ⅱ (一九九六年)、桑田和明 「宗像氏と漁場相論」

- (『中世筑前国宗像氏と宗像社』岩田書院、二○○三年、初出一九九七年。以(『中世筑前国宗像氏と宗像社』岩田書院、二○○三年、初出一九九七年。以(『中世筑前国宗像氏と宗像社』岩田書院、二○○三年、初出一九九七年。以上できていないが、今林家は福間浦の浦庄屋を務めた家で同文書の所蔵者をはできていないが、今林家は福間浦の浦庄屋を務めた家で同文書の所蔵者をはできていないが、今林家は福間浦の浦庄屋を務めた家で同文書の所蔵者をはできていないが、今林家は福間浦の浦庄屋を務めた家で同文書の所蔵者をはできていないが、今林家は福間浦の浦庄屋を務めた家で同文書の所蔵者をはできていないが、今林家は福間浦の浦庄屋を務めた家で同文書の所蔵者をはできていないが、今林家は福間浦の浦庄屋を務めた家で同文書の所蔵者をはできていないが、今林家は福間浦の浦庄屋を務めた家で同文書の所蔵者をはできていないが、今林家は福間浦の浦庄屋を務めた家で同文書の所蔵者としても相応しく、今林文書としておく。
- (8) 伊東尾四郎編『宗像郡誌』中編、一九三一年。
- 四〇六号。 四〇六号。
- (10) 註 (7) 前掲 『宗像市史』 史料編第二巻中世Ⅱ、桑田和明 「宗像氏と漁場相論」。
- (11) 桑田和明氏の教示による。
- (12)『宗像市史』史料編第二巻中世Ⅱの解説を参照
- 前国続風土記拾遺』(中巻・下巻、文献出版、一九九二年)によった。(文献出版、一九九七年)により、それ以外は福岡古文書を読む会編校訂『筑(3)『筑前国続風土記拾遺』は宗像郡については中村正夫編校訂『宗像郡地誌綜覧』
- (4) 註(7)前掲桑田和明「宗像氏と漁場相論」。
- 料が現在収蔵されている福津市歴史資料室(カメリアステージ内)にも、同氏はNo四五A文書のみを参照しているとみられる。『津屋崎町史』の編纂史(15)『津屋崎町史』通史編(第六編第四章第三節)、一九九九年。ただし、高田

文書のコピーのみが収められている。

- 近世第三章第二節、一九九九年)。(16)高田茂廣「近世宗像郡の浦」(『宗像市史』通史編第二巻古代・中世・近世、
- (17) ほぼ同じ図は『筑前鐘崎漁業誌』(鐘崎漁業協同組合、一九九二年)の巻頭図版にも「永禄三年〔西暦一五六〇〕庚申十一月十日宗像氏貞が示達した海では世のいての詳しい記述は収録されていない。なお、同図における「沖之や図についての詳しい記述は収録されていない。なお、同図における「沖之帯としての「おつひ」について「刀根家文書」に触れている程度で、内容で鶴と新宮との境「福年山」が新宮と奈多との境(わらや?)とすべき位置で譲って示されている。
- (19)福岡市総合図書館文書資料課編・発行『平成一○年度古文書資料目録四』(19)福岡市総合図書館文書資料課編・発行『平成一○年度古文書資料目録四』(19)福岡市総合図書館文書資料課編・発行『平成一○年度古文書資料目録四』
- (20) 史料解題(西谷正浩氏執筆)では刀根家文書に同内容の文書があることも

指摘されている。

- 省略した。原本の調査については他日を期したい。(21)③は近代に編纂された活字本によっているので、③のみの異同は基本的に
- 数文字を欠損するものの②竹田文書のものと同一とみてよい。部分のみの断簡(四○六号)だが、この本文最後の三行の字配りは、上部ののの事種信資料に含まれているのは永禄三年文書の本文最後の三行と連署
- すれば、前者の場合でも複数回の書写を経ていると言える。(23) ②ではこの割書は分割されることなく行末にあり、これが原文書のままと
- (24) 註(7) 前掲桑田和明「宗像氏と漁場相論」。
- ている。 関する資料は隣接する志賀島や香椎潟、相島辺りを対象とするものに限られ関する資料は隣接する志賀島や香椎潟、相島辺りを対象とするものに限られ(25) 註(19)で触れた奈多浦漁協文書全体を見回してみても、漁場・漁業権に
- (26) ④青柳種信資料に含まれる断簡は永禄三年文書の末尾の部分のみであるから、細かい文字の異同に目をつぶれば、「刀根家文書」の末尾部分の断簡でき、細かい文字の異同に目をつぶれば、「刀根家文書」の末尾部分の断簡でをもつ文書だけが「永禄三年の文書」として伝わるようになったという想定をもつ文書だけが「永禄三年の文書」として伝わるようになったという想定をする必要があり、さすがに無理がある。
- 以前の偽年号も見られるようになる。 一九六七年)。その成立は鎌倉~南北朝時代と考えられ、江戸時代には「善記(27)久保常晴『日本私年号の研究 新装版』吉川弘文館、二〇一二年(旧版は

(28) ただし、 がある。 れるため、 系図類では宗像大宮司家の初代は宇多天皇の皇子の清氏に架上さ それ以前については中世独自の伝承が作り上げられていた可能性

椎

- 29 近世第一章、 本多博之「豊臣政権と宗像」(『宗像市史』通史編第二巻古代・中世・近世 一九九九年)。
- (30) 藤野正人「益田景祥と宗像才鶴」(『七隈史学』二二、二〇二〇年)。
- 31 が、実際には検地成果を踏まえた文禄五年以降に発給されたものらしい。 ては文禄四年十二月朔日付で秀吉朱印による知行宛行状が発給されている 註 29 前掲本多博之「豊臣政権と宗像」。宗像郡を含む隆景隠居領につい
- (32)あるいは正氏の次の大宮司である氏男の可能性もあるが、氏貞は氏男と大 宮司職を争った関係から、明らかではない。
- 33 『宗像大社文書』第二巻 (宗像大社復興期成会、一九九九年) 宗像家文書二。

一、浦・島事

- 可令停止。 右、 仁之族者、 自方々離沙汰人、直遣使者、 更不可打解心者也焉。 若尚於不叙用之輩者、 責取肴以下御菜等事、 向惣官松法師、可存異儀歟。於昵親彼 太以不穏便、 固
- 34 二〇〇四年、 正木喜三郎 桑田和明「中世の宗像社と浦・島」(註(7)前掲書、 「宗像の海と大宮司」(『古代・中世宗像の歴史と伝承』岩田書院 初出一九九四年)。 初出一九八八年)、
- (35)『宗像大社文書』第一巻(宗像大社復興期成会、一九九二年)、八卷文書九。
- 36 浦で、博多湾側の漁場については、三苫文書中の年未詳三月二十八日付の「香 奈多浦は玄界灘と博多湾(香椎潟)とに面し、 双方に漁場を有する特異な

- 「三苫三ヵ村」について「殊、海上之事、従往古社領無紛候。」とあるように、 田氏の解説文)。 とする志式神社で、 ど不思議ではないだろう。なお、 の海域については、 香椎宮が保証していたものと考えられる。しかし、新宮に隣接する玄界灘側 福岡市埋蔵文化財発掘調査報告書第六二一集、二〇〇〇年、三六号文書)に、 一社中連署書状」(堀本一繁「福岡市博物館所蔵「三苫文書」」『香椎B遺跡』 宗像大宮司家が一定の影響力をもっていたとしてもさほ 松浦党との関わりも想定される(註 奈多浦の産土神は平戸の志々伎神社を本社 (19) 前掲目録の高
- (37)氏貞没後、宗像才鶴が文禄四年までは宗像大宮司家の当主もしくはその跡 事 史氏の論考も参照されたい。 継ぎとして存在していたとすると、その間の大宮司家の動勢は「海灘境目之 しつつあるところであり、今後の研究状況を見守りたい。本誌掲載の花岡興 の理解にも重大な影響を及ぼしかねないが、この問題は現在研究が進展
- (38) 桑田和明 「宗像氏貞の遠賀郡進出と支配」 (註 (7) 前掲書、初出一九九九年)。 同「いわゆる「麻生氏の族滅」について」(『金台寺過去帳』 芦屋町文化財調 査報告書第一○集、二○○○年)も参照 有川宜博「戦国期の動乱と岡垣地方」(『岡垣町史』第三編第四章、一九八八年)、
- (39)『宗像大社文書』第四巻、宗像大社社務所、二〇一五年。第一宮御宝殿御棟 その中には蘆屋津を含む「遠賀庄」も含まれている 上置札には、棟上げに関わった (動員された) 関係者が列挙されているが
- 40 註 (38)前掲有川宜博「戦国期の動乱と岡垣地方」・「いわゆる「麻生氏の族滅

について」

- (4) 天正十四年四月十日に豊臣秀吉が毛利輝元に発給した朱印状(毛利家文書)でも「麻生・宗像両所之者共」とあり、また同年十月十六日の豊臣秀吉判物(「黒へ人数・兵粮可差籠事」とあり、また同年十月十六日の豊臣秀吉判物(「黒大日本古文書」家わけ八ノ三、九四九号)では、「一門司・麻生・宗像・山鹿城々でも「麻生・宗像両所之者共」とある。
- (42) 天正十五年六月廿八日付の小早川隆景宛豊臣秀吉朱印状(毛利家文書、『大日本古文書』家わけ八ノ三、九八三号)。註(29)前掲本多博之「豊臣政権と宗像」を参照。宗像社領としては、天正十五年以降、河西郷・曲村・河東と宗像」を参照。宗像社領としては、天正十五年以降、河西郷・曲村・河東と宗像」を参照。宗像社領としては、天正十五年以降、河西郷・曲村・河東と宗像」を参照。宗像社領としては、天正十五年以降、河西郷・曲村・河東と宗像」を参照。宗像社領とした隆景から河西村の物成百石を受けけられず、宗像・鞍手両郡を隠居領とした隆景から河西村の物成百石を受けけられず、宗像・鞍手両郡を隠居領とした隆景から河西村の物成百石を受けるのみとなった。
- (43) 『宗像市史』史料編第三巻近世、九号文書(小早川家文書)。
- (45) 註(4) 前掲三井田恒博『近代福岡県漁業史』。
- 系(平凡社、二〇〇四年)、註(34)前掲桑田和明「中世の宗像社と浦・島」(46)検討に当たっては、註に示すもののほか、『福岡県の地名』日本歴史地名大
- (47)註(18)前掲『岡垣町史』第四編第三章第三節。汐入川以西へも、三分一を取っ

を参考にした

て芦屋浦船の入漁が認められた。なお、宝永五年の文書によれば(註(6)

参照)、中之浜は芦屋浦と波津浦との五十年来の入会漁場だった。

(48)『福岡県地理全誌』(糟屋郡・宗像郡・遠賀郡)については、『福岡県史』近

福岡県地理全誌(一・二)(一九八八年)による。

代史料編、

- 紹介)で画像が公開されており、年代等の説明も同ページからの情報によっ文書。福岡市総合図書館所蔵の絵図は、同館のデジタルライブラリ(貴重資料のれる福岡県立図書館所蔵の絵図は、同館のデジタルライブラリ(貴重資料のれる福岡県立図書館所蔵の「遠賀郡図」(河崎(五)家文書)に「黒崎」とある。なお、本稿で触れる福岡県立図書館所蔵の「遠賀郡図」(河崎(五)家文書)に「黒崎ノハナ」と見える。また、伊能大図にも「黒崎」とある。なお、本稿で触れる福岡県立図書館所蔵の「遠賀郡図」(河崎(五)家文書)に「黒崎ノの一次で、本稿で触れる福岡市総合図書館所蔵(その他購入資料中の斎藤
- 善註(17)前掲『筑前鐘崎漁業誌』一一○頁

50

ている。

- (51)『宗像大社文書』第三巻、宗像大社復興期成会、二○○九年。同書中に「おおから『宗像大社文書』第三巻、宗像大社復興期成会、二○○九年。同書中に「おまんと残っていることも分かる。正月十七日の許斐踏歌事では「陪従歌、御
- (5)『筑前国続風土記』は、伊東尾四郎校訂『筑前国続風土記』(文献出版、一

九八〇年)による。

(53)「津日の浦」を延喜兵部式に載る「津日」駅に宛てる説は採らない。

「津日」

駅は津丸駅の誤りとすべきである(大高広和「古代宗像郡郷名駅名考証(二)」

- 『沖ノ島研究』二、二〇一六年)。
- (54) 宗像市上八に辻元末(つじもとうら)という地名が残るが、地形からする

は「おつひのもとうら」が訛ったものではないだろうか。中心があったのではないだろうか。『拾遺』(「上八村」の項)には「本末(も中心があったのではないだろうか。『拾遺』(「上八村」の項)には「本末(もとうら)」の地名が見え、また「村の西に辻といふ地あり。これ古昔、津日とうら)」の地名が見え、また「村の西に辻といふ地あり。これ古昔、津日と行いがあったのではないだろうか。

- 中山城守文書))。 (5)山中長俊置兵粮水夫飯米渡状(『宗像市史』史料編第三巻近世、四八号文書(山
- が残っているものと解したい。

 「二二・二二三、二〇一一年)、これは縁起という史料の性格から古い表現るが(河窪奈津子「中世宗像社の神事と宗像大宮司の社領支配」『神道宗教』のが(河窪奈津子「中世宗像社の神事と宗像大宮司の社領支配」『神道宗教』の「衆和三年(一六八三)の「織幡宮御縁起」(宗像大社所蔵社務書類)に、織
- <u>58</u> 九八三年)。 掟書の宛先の浦々は、 である。御牧郡 宗像郡が「福間、 「黒田家譜」巻十四(川添昭二校訂『新訂黒田家譜』第一巻、 (遠賀郡) つや崎、 は「戸畑、 わたり、 糟屋郡が「箱崎、 勝浦、 若松幷島郷中」とある。 神湊、 大島、 なた、湊、 江口、 花鶴、 文献出版、 鐘崎、 相島」、 地島
- (5) 『津屋崎町史』資料編上卷(一九九六年)、近世二七号文書

- (60)「江口浦」とされているのは、釣川の付け替え工事によって江口の「浦人」は本業を廃して専ら農業を行うようになったが、文化八年(一八一一)に至って「鐘崎と神湊との間、古川の辺の海浜に僅ばかりの漁場を受て此浦の所有とし、漁釣の利を再興す。海上に於ては神湊・大島・地島・鐘崎等の漁人ととし、漁釣の利を再興す。海上に於ては神湊・大島・地島・鐘崎等の漁人とよれば江口浦の漁業は再び廃され、鐘崎村の漁場が「江口浦ヨリ遠賀郡波津よれば江口浦」とされているのは、釣川の付け替え工事によって江口の「浦人」
- 「勝浦浜」を「勝浦」としている。(61)『宗像大社文書』第三巻。戊本では「大勝浦年毛社祭事」の本文に同文があるが
- (62) 註(7)前掲桑田和明「宗像氏と漁場相論」。
- 場堺ヨリ同浦陸境迄八町」とあり、概ね現況に合う。
 ている。以下金内家文書中の絵図類については同様)。同図には「神湊浦漁二〇一四年七月二二日実見。福岡県立図書館にマイクロフィルムが所蔵され(63)金内家文書二七一号(一八世紀末〔寛政年間〕頃。新宮町歴史資料館寄託資料。
- この「古賀」に対しての「今古賀」であり、別の場所と考えられる。の空間(空閑・古賀)神社の存在から、同地周辺を今古賀と比定しているが、(44) 註(34)前掲桑田和明「中世の宗像社と浦・鳥」では、福津市勝浦(字古賀)
- (6)福津市教育委員会池ノ上宏氏を介して、津屋崎漁協の赤間氏の教示を得た。
- 島のみが記されていることが多い。

 (66) 福岡市総合図書館所蔵の高畠文書中の宗像郡図(一一号、「宗像郡 拾五枚之九州歴史資料館所蔵の高畠文書中の宗像郡図(一一号、「宗像郡 拾五枚之、

- (6) 『津屋崎町史』資料編上巻、近世一六号文書(「年毛宮社記」年毛神社文書)。
- (8)『福間町史』資料編三今林家文書(一九九七年)、一八七号文書
- (9) 『地理全誌』 は神湊の漁場については 「西四塚勝島ヨリ」と記し、明確ではない。

「四塚」とはここでは草崎半島のこと。

- (70)金内家文書二七二号。草崎半島の形状の正確性をやや欠いているが、北西して直立する石のようなものを描いている。
- (71) 註(13) 前掲中村正夫編校訂『宗像郡地誌綜覧』所収。
- (72)『津屋崎町史』資料編上卷、近世二一二号文書(「筑前国宗像郡年毛神社記
- (3)『続風土記』では「神湊」の項で「又此北の海中に勝島とて小島あり。民家代記」では「神湊」の項で「又此北の海中に勝島とて小島あり。民家に高い「当」とあり、『筑陽記』でも「幸湊(神湊)」に関する記述の末尾に「当
- 74 崎半島の北東端よりやや西の位置から勝島の南端に向かって線が引かれてい 曽根」としており、微妙に異なっている。 いるところを、 る。 寛永十七年の定書と明治五~六年の書き上げが 地形的には寛永十七年の「草崎出鼻」は草崎半島の北東端の岬である可 『地理全誌』や明治二四年の漁場区域査定書は 明治 二四年の漁場図によれば、 「草崎 <u>山</u> 「草崎山 出鼻」として 地 草

定したい。 能性もあるが、平らな磯場のある北西端を「草崎出鼻」=「まな板瀬」と想

註(15)前掲『津屋崎町史』通史編(第六編第四章第三節)。

75

『津屋崎町史』資料編上巻、近世一五号文書

76

(77)『福間町史』資料編三今林家文書、一六九号文書

- 間浦」の項)では「大頭」とされているが、「大額」の誤りだろう。(78)『津屋崎の民俗』第一集、津屋崎町史民俗調査報告書、一九九七年。『拾遺』(「福
- 以下、小字については特記しないものはこれによる)。 免川」がある(「明治十五年字小名調」『福岡県史資料』第六輯、一九三六年。(79) 福津市教育委員会の井浦一氏より教示を得た。なお、旧下西郷村の小字に「苅
- (8)『福間町史』資料編三今林家文書、三号文書(今林賢次文書)。
- 花津留浦といったが、今は農民のみと記されている。(81)『続風土記』(糟屋郡裏「花見松原」の項)には、花鶴村は昔は漁人がいて
- (82) 金内家文書二五八号。
- (8)註(8)前掲『福岡県史』近代史料編、福岡県地理全誌(二)巻頭付図。なお、

- という地名となっている。 現在も苅和布川の北側は福津市花見が浜および花見が丘、南側は同花見の里
- 【 ハ 1 。像市史』史料編第二巻中世Ⅱ、二八二号)によれば、大内氏の御料所となっ像市史』史料編第二巻中世Ⅱ、二八二号)によれば、大内氏の御料所となっ85)「河津伝記」所引天文二年(一五三三)八月三日大内氏評定衆連署奉書写(『宗

- 町分」と見える。
 九日の薦野弥介宛の戸次道雪書状(薦野文書、同六一〇号)には、「西郷五九日の薦野弥介宛の戸次道雪書状(薦野文書、同六一〇号)には、「西郷五(8)註(8)前掲『宗像郡誌』中編。天正九年(一五八一)かとされる五月十
- (8) 太宰府天満宮文書(『大宰府·太宰府天満宮史料』一七、二〇〇三年)。
- (9) 『福間町史』資料編三今林家文書、一九九号文書。
- ン川」が浦境とされたことになる(註(83)参照)。(91) 薄原山に浦境が移った経緯は未詳だが、その後さらに明治十年に「トヲテ

- (2) 奈多浦漁協文書については、福岡市総合図書館所蔵のマイクロフィルムを を照した。明治十年七月十三日の「奈多志賀漁場約定」(十七号)に含まれ を照した。明治十年七月十三日の「奈多志賀漁場約定」(十七号)に含まれ を変えた。明治十年七月十三日の「奈多志賀漁場約定」(十七号)に含まれ (2) 奈多浦漁協文書については、福岡市総合図書館所蔵のマイクロフィルムを
- 〈9〉「大田資料」三二七号。天明六年(一七八六)の写で、原本は元禄十四年(一スシオヤという建物が建っている。この付近からは沖ノ島が遠望できる。(9)沖合いにはシオヤ瀬があり、海の中道海浜公園内の岬にはシーサイドテラ
- 上巻、文献出版、一九七七年)。 所収の「志賀大明神社」の絵図などからも確認できる(『筑前国続風土記附録』(95) この位置関係は『筑前国続風土記附録』(以下、『附録』とする) 巻八 (那珂郡下)

七〇一)の作製。描かれている景観は元禄八年のものという。

- (96) 明治九年六月の「奈多志賀漁場約定」(一四号)など。厳密には漁法により(96)明治九年六月の「奈多志賀漁場約定」(一四号)など。厳密には漁法により
- 検証はできていない。 「恩」は元々「息(オキ)」の誤りであった可能性もあると想定しているが、いへる。恩賀島ハ則此オンガウ島なるべし。」とある。これについて筆者は、いつる。思賀島ハ則此オンガウ島なるべし。」とある。これについて筆者は、第)この下に割書で「按に安芸厳島の縁起に、筑前国恩賀島より遷し祭るよし
- (98) 川村博忠編『江戸幕府撰慶長国絵図集成 付江戸初期日本総図』柏書房、

二〇〇〇年。

- (Ⅲ) 九州大学附属図書館所蔵の「御国絵図」。左記で画像の閲覧が可能である。
- (回) 江戸後期に民間に流布した精緻な日本図として名高い長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」(安永八年(一七七九)初刊)にも「御号島」と記されている(小林茂ほか編『鎖国時代 海を渡った日本図』大阪大学出版会、二ている(小林茂ほか編『鎖国時代 海を渡った日本図』大阪大学出版会、二日本輿地路程全図」(安永八年(一七七九)初刊)にも「御号島」と記され
- た。 側が勝訴している。後者の文書によれば、「昔」から宗像大宮司の所領であっ 側が勝訴している。後者の文書によれば、「昔」から宗像大宮司の所領であっ 年五月三日六波羅書下(『宗像大社文書』第一巻、三一号)。どちらも宗像社 (Ⅲ) 建長四年(一二五二)七月十二日関東御教書(鎌倉遺文七四五八号)、同五
- (囧) 『宗像大社文書』 第二巻。
- (囮)『続風土記』巻二提要下、海島の項では、「於呂島〈志摩郡〉」としている。
- の漁師が小呂島に立ち寄った際、宗像から移住してきたという老婆がいて、(ધ)高田茂廣『玄界灘に生きた人々』海鳥社、一九九八年、六○頁。また西浦

の「梔子文庫」(支子文庫)中の小呂島常番の記録とされているが、今回成それを送り返したという逸話も紹介されている。典拠は九州大学図書館所蔵

稿するまでに内容を確認することができなかった。

- (M) 服部英雄「宗像大宮司と日宋貿易:筑前国宗像唐坊・小呂島・高田牧」(九) 服部英雄「宗像大宮司と日宋貿易:筑前国宗像唐坊・小呂島・高田牧」(九) 服部英雄「宗像大宮司と日宋貿易:筑前国宗像唐坊・小呂島・高田牧」(九
- (凹) 申叔舟著・田中健夫訳注 るから だし、 認識』吉川弘文館、 が継承されているが、古い版本では「於路島」となっており適切でない。た 典類では、 の辺りから流布したのであろう。 大宰府天満宮、一九九一年)、青柳種信も同書を書写していることが知られ の写本では「於露島」となっており(太宰府天満宮文化研究所編『天神絵巻』 『附録』の編纂者である加藤一純が奉納したという太宰府天満宮所蔵 (田中健夫「『海東諸国紀』 『拾遺』などが 一九九七年、 『海東諸国紀』 『海東諸国紀』岩波文庫、 初出一九八八年)、「於露島」という説はこ の日本・琉球図」 には「於露島」とあるとしてそれ 『東アジア通交圏と国際 一九九一年。 地誌・事
- 島から関門海峡の入口に位置する彦島(引島)にかけてのいずれかの島(ほ島(大島)の右(東)、本州より下(南)であることからすると、宗像の地本国西海道九州之図」にも「短島」が描かれていること、またその位置が於本国西海道九州之図」にも「短島」を山口県の角島と注解しているが、同書の「日

る彦島を「短島」にあてるのはどうだろうか。中世に「小島」と言った地島か、「低い島」が島名の由来である可能性があかに白島・藍島・六連島など)と考えられる。音が合うものは見出せないが、

- 一九六五年)。註(四)前掲田中健夫「『海東諸国紀』の日本・琉球図」。(四)中村栄孝「『海東諸国紀』の撰修と印刷」(『日鮮関係史の研究』上、吉川弘文館、
- と東アジア』海鳥社、一九九四年)。(⑪)佐伯弘次「中世後期の宗像氏と朝鮮」(川添昭二・網野善彦編『中世の海人
- 態は未詳である。 前州相以島大将軍源朝臣正家」という人物が朝鮮に遣使しているが、その実前州相以島大将軍源朝臣正家」という人物が朝鮮に遣使しているが、その実(⑴)『海東諸国紀』では地図に「藍島」とあるほか、応仁元年(一四六七)に「筑
- (11) 『宗像市史』史料編第三巻近世、一〇号文書。
- 中世前期、一二世紀以降の用例がある。(山)保立道久「中世前期の漁業と庄園制」(『歴史評論』三七六、一九八一年)。
- 登場することが説明できない。後考を俟ちたい。の漁業権については基本的に本文書の対象外なのではと思うが、地島白浜がの漁業権については基本的に本文書の対象外なのではと思うが、地島白浜が(田)大島・地島に加え相島の周辺の漁場も「海難境目之事」には現れない。島々
- 受けた(作成:関西大学黒木貴一教授)。 一九年(二三六頁)に掲載された図(モノクロ)の原図(カラー)の提供を一九年(二三六頁)に掲載された図(モノクロ)の原図(カラー)の提供を〔15)新修宗像市史編集委員会より、『新修宗像市史―うみ・やま・かわ―』二〇
- (m)安室知「百姓漁師の漁場認識」(『国際常民文化研究叢書』一、二〇一三年)。
- 道智彌『明治~昭和前期漁業権の研究と資料』下巻、臨川書店、二〇二一年)。(凹)国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所所蔵、C二七三九番(秋

テによって特定されていて、対景図も付されている。薬師山トノ中央ニ礒崎鼻ヲ見出ス見通線ノ交叉点(マガリカネ瀬)」と山アこの地点は「九、岬村織機山金掛松ト遠賀郡島郷山ト見通、津屋崎ノ鼓島トこの地点は「九、岬村織機山金掛松ト遠賀郡島郷山ト見通、津屋崎ノ鼓島ト

- 註(9)(鼠)参照。降のものと推定されている。正保年間および天和二年の国絵図については、降のものと推定されている。正保年間および天和二年の国絵図については、(鼠)「大田資料」三〇九号。成立年は不明だが、絵図の形状から一七世紀後半以
- および「筑前国沿岸絵図」(五号、一九世紀)。(印)九州歴史資料館所蔵の高畠文書中の「筑前国海上絵図」(二号、文久元年写)
- ツノカミセ」ではない。と表記しているが、これは誤記とみられ、ここで問題としている勝島沖の「タと表記しているが、これは誤記とみられ、ここで問題としている勝島沖の「タ(辺) 註 (44) 前掲三井田恒博 『近代福岡県漁業史』の付表では「立神瀬」を「辰神瀬
- (凹) 福津市教育委員会池ノ上宏氏を介して、津屋崎漁協の赤間氏より教示を得た。
- 特に補っているように思われる。 の構成の都合と理解されるが、後者はやはり勝島が勝浦浜に帰属することをの構成の都合と理解されるが、後者はやはり勝島が勝浦浜に帰属することを(22) これらが [奈多浦漁協文書] にのみ記されるのは、先述のように [刀根家文書]
- (四) 『宗像大社文書』 第三巻、嶺家文書二五号
- 中の絵図(B9)に「高曽根」とある。ただし読み方は未詳。 九三七年初版)に「高曽根瀬」、また九州歴史資料館所蔵の「福岡藩関係史料」(四)「元禄十四年筑前図」(『福岡県史資料』第八輯、名著出版、一九七二年、一
- 〇八頁。 (い) 『昔語り 福間あのころ』福間町教育委員会(平成四年度版)、二〇五~二
- (迢) 森田隆明・宮川洋・長洋一・新原正典『古代・中世の香椎』下巻(櫂歌書房、

- によって書き伝えられたもの(同上巻、二○一二年)。を、一五世紀中頃の武内氏信が重編したと伝えられる、香椎宮代々の神官等こ○一三年)所収。一○世紀前半頃の人物である大中臣重国がまとめたもの
- (記)坂上康俊「香椎B遺跡』) (図)坂上康俊「香椎B遺跡出土木簡について」・佐伯弘次「中世の香椎と香椎宮」
- 岡市博多区住吉(旧那珂郡)。 渡正利『香椎宮史』文献出版、一九九七年)。南の住吉は住吉神社のある福渡正利『香椎宮史』文献出版、一九九七年)。南の住吉は住吉神社のある福(図)東の鴨山は宮若市(旧鞍手郡)の加茂山(力丸ダム付近)と推定されている(廣
- (29) こうした漁業関係の史料の収集・調査は、水産庁の「漁業制度資料調査保存事業」として日本常民文化研究所によって一九四九年からおよそ五年間全国的に行われたが、未完に終わったことが知られている(網野善彦「戦後の日本常民文化研究所」『歴史と民俗』三〇、二〇一四年)。ただ、その成果としての中に、一九五二年採訪の福岡県の文書として「刀根正三家文書」(岡垣村および神奈川大学日本常民文化研究所にほぼ同一のものが残されている。この中に、一九五二年採訪の福岡県の文書として「刀根正三家文書」(岡垣村波津)、「波津漁業協同組合文書」のほか、「相島漁業協同組合文書」「野北漁業協同組合文書」「柴田信太家文書」(糸島郡北崎村西ノ浦)が含まれているが、著者は未見である。

本誌の既刊行分データは、本遺産群のデジタル・アーカイブ「MUNAKATA ARCHIVES」の「宗像研究文献」より閲覧・ダウンロードできます。 https://www.munakata-archives.asia/

沖ノ島研究 第八号

2022(令和4)年9月発行

発 行:「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会 (事務局:福岡県 人づくり・県民生活部文化振興課 九州国立博物館・世界遺産室 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号)